

課一・個・情技 興野

事務連絡

令和5年1月16日

大分類	共通(その他)
中分類	軽易な事項に係る意思決定 又は確認を行うための書類
保存年限等	事 2024年6月末

各 税務署

個人課税(第1)部門

統括国税調査官 殿

課税第一部 個人課税課

(調査担当) 課長補佐 (認印省略)

シェアリングエコノミー等新分野の経済活動への的確な対応について

標題のことについては、東京国税局業務センター武蔵府中分室(以下「武蔵府中コールセンター」という。)から各署に対して、対象者名簿等が引き継がれることから、令和4年11月11日付東局課一個1-325ほか1課合同「シェアリングエコノミー等新分野の経済活動への的確な対応について」指示(以下「指示文書」という。)のほか、下記に留意の上、適切に対応願います。

記

1 是正処理が必要と認められる者に対する着眼調査（机上）の実施

指示文書に基づく本取組は、シェアリングエコノミー等新分野の経済活動を行う者の税務コンプライアンスを高める観点から、課税上問題が見込まれる者について、実地調査以外の簡易な接触により幅広く接触を図り、自発的な納税義務の履行及び適正な課税の確保のために実施しているところ、武蔵府中コールセンターから各署に引継がれる対象者名簿に記載の者（以下「対象者」という。）に対して的確に対応を行う必要があることから、是正処理が必要と認められる者については、安易に処理の省略を行うことなく、本事務年度中に対象者への接触を確実に行う。

2 接触態様

原則として、着眼調査（机上）による接触を実施することとし、必要に応じて、着眼調査（実地）に振り替える。

3 [] の取扱いについて

[] の金額は、[] であり、所得金額の算定に当たっては、収入の計上時期及び必要経費の確認が必要となる。

なお、[] であるため、所得金額の算定に当たっては、各年分の取引合計金額の確認が必要となる。

※ [] となるため、活用には、対象者に [] とともに、[] も確認した上で活用する。

4 修正申告等の提出要請未実施事案の対応について

修正申告及び期限後申告（以下「修正申告等」という。）が必要と認められる者については、指示文書4(3)トのとおり、武蔵府中コールセンターにおいて修正申告等の提出要請を行うこととなっているところ、回答書の提出時期等により修正申告等の提出要請が行われていない事案も各署に引き継がれる。

これらの事案についても、本事務年度中に対象者への接触を確実に行うこととする。

5 報告

指示文書4(3)ルの(1)から(4)の区分結果を「区分」欄に入力した対象者名簿については、下表の報告期限までに文書管理システムで局個人課税課(監理4係)へ確実に報告を行う。

様式	件名	ファイル名	報告期限
別添1「シェアリングエコノミー等行政指導対象者名簿」	【●●】シェアリングエコノミー等行政指導対象者名簿報告(注1)	シェアリングエコノミー等行政指導対象者名簿(00)(注2)	令和5年2月3日(金)

(注) 1 「件名」欄の「●●」には、署名を記載する。

2 「ファイル名」欄の「00」は署番号とし、数値及び記号は全て半角とする。

((例) 千葉東署が別添4を報告する場合:「シェアリングエコノミー等行政指導対象者名簿(01)」)

課一・個・情技 興野

総・企・企3 樋口

大分類	共通(法令・通達)
中分類	指示及び指示関係書類
保存年限等	暦 2033年12月末

副 本 配 付 基 準
共 通 ラ イ ブ ラ リ
所 得
東 局 課 一 個 1 - 164
東 局 総 企 3 - 100
令 和 5 年 6 月 2 8 日
報 告 期 限 等
令 和 5 年 1 2 月 1 1 日
個 臨 1 7 号

総 務 部 長 殿

各 税 務 署 長 殿

東京国税局長(官印省略)

シェアリングエコノミー等新分野の経済活動への的確な対応について(指示)

標題のことについては、令和4年7月5日付東局課一個2-32『『個人課税事務に係る事務実施要領』の制定について』指示、令和3年7月2日付東局総企1-56ほか14課合同『『業務センター事務提要』の制定について』事務運営指針及び令和4年7月6日付東局総企3-89ほか16課合同「令和4事務年度における東京国税局業務センターの事務処理要領の制定について」指示によるほか、別冊「シェアリングエコノミー等新分野の経済活動への的確な対応(行政指導)に係る事務実施要領」に基づき適切に実施されたい。

(趣旨)

ICT化の一層の進展に伴い、シェアリングエコノミーをはじめ、新たな分野の経済活動が広がりを見せている中、そうした経済活動を行っている納税者の自発的な納税義務の履行を促す取組や、適正な課税の確保に向けた取組を重点的に推進していくための、具体的な実施要領を定めるものである。

(参考)

名称	センター対象署
東京国税局業務センター室	小石川、本郷、東京上野、浅草、本所、向島
東京国税局業務センター室 (千葉西分室)	千葉東、千葉南、千葉西、市川、船橋、茂原、東金
<u>東京国税局業務センター室 (大手町分室)</u>	<u>麹町、神田、日本橋、京橋、杉並、荻窪</u>
東京国税局業務センター室 (芝分室)	芝
東京国税局業務センター室 (江東東分室)	江東西、江東東
東京国税局業務センター室 (渋谷分室)	渋谷
<u>東京国税局業務センター室 (葛飾分室)</u>	<u>足立、西新井、葛飾</u>
東京国税局業務センター室 (武蔵府中分室)	武蔵府中、日野
東京国税局業務センター室 (横浜南分室)	鶴見、横浜中、保土ヶ谷、横浜南
<u>東京国税局業務センター室 (川崎南分室)</u>	<u>川崎南、川崎北</u>
<u>東京国税局業務センター室 (平塚分室)</u>	<u>平塚、藤沢</u>
東京国税局業務センター室 (甲府分室)	甲府、山梨、大月、鯉沢

(注) 下線は、令和5事務年度から新たに追加するセンター及びセンター対象署を示す。

シェアリングエコノミー等新分野の経済活動への的確な対応（行政指導）に係る事務実施要領

東京国税局 課税第一部 個人課税課

凡 例

この事務実施要領において使用している略称及び略語の意義は、次のとおりである。

センター・・・・・・・・・・ 東京国税局業務センター室及び分室

武蔵府中コールセンター・・ 東京国税局業務センター室（武蔵府中分室）コール・調査支援第2グループ（個人）、第3グループ（個人）及び第4グループ（個人）

センター対象署・・・・・・・・ センターで集約処理する内部事務の集約元となる署

センター非対象署・・・・・・・・ センター対象署を除く署

署等・・・・・・・・・・ センター非対象署及びセンター

個人課税部門・・・・・・・・ 署個人課税部門

個人課税事務実施要領・・・・ 令和4年7月5日付東局課一個2-32「『個人課税事務に係る事務実施要領』の制定について」指示

センター事務提要・・・・・・・・ 令和3年7月2日付東局総企1-56ほか14課合同「『業務センター事務提要』の制定について」事務運営指針

1 目的

シェアリングエコノミー等新分野の経済活動（以下「シェアエコ等」という。）への的確な対応については、シェアエコ等を行っている納税者を対象として、実地調査以外の簡易な接触により、納税者の自発的な納税義務の履行を促す取組及び適正な課税の確保に向けた取組（以下「本取組」という。）を的確に実施することを目的とする。

2 シェアエコ等の範囲

本取組における「シェアエコ等」とは次の取引を行う経済活動をいう。

(1) シェアリングビジネス・サービス

インターネット上のマッチングプラットフォームサービスを介して賃貸、売買又は役務提供を行う経済取引（(2)から(5)までに該当するものを除く。）

(2) 暗号資産（仮想通貨）

暗号資産（仮想通貨）取引（先物取引を含む。）

(3) ネット広告

アフィリエイト等の、ホームページ、電子メール、検索エンジンの検索結果画面等を利用して行われる広告関連取引

(4) デジタルコンテンツ

インターネットを利用して行われる、電子化された音楽、静止画、動画、書籍、情報等のダウンロード取引又は配信提供に係る取引

(5) ネット通販・ネットオークション

事業主が商品を販売するためのホームページを開設し、消費者から直接受注する販売方法（オンラインショッピング）による取引及びインターネットを利用して行われるオークション取引

(6) その他新たな経済取引

上記(1)から(5)までに該当しない新たな経済取引

3 実施部署等

(1) 局

武蔵府中コールセンター及びセンターのコール・調査支援（第1）グループ

(2) 署

個人課税部門

4 実施方法

(1) シェアエコ等行政指導対象者名簿の提供

局個人課税課において、局ポータルサイトに掲載する方法により提供する。

なお、別添1「令和5事務年度シェアリングエコノミー等行政指導対象者名簿」（以下「対象者名簿」という。）は納税者データに該当することから、令和2年7月1日付東局総事一2-8ほか12課合同『納税者データの取扱いに関する運用要領』の制定について「事務運営指針及び別添2「令和5事務年度シェアリングエコノミー等行政指導対象者名簿に係る納税者データについて」に基づき適切に取り扱うとともに、アクセス権限の設定を行った上で管理し、保存期間満了後、確実に削除する。

【対象者名簿の掲載場所】

局ポータルサイト>サイトマップ>個人課税課>統括官等提示版>納税者データ提供ボックス>各署フォルダ>令和5事務年度シェアリングエコノミー等行政指導対象者名簿

※ 総括統括国税調査官のみアクセス可能

(2) 対象者名簿の補正等（別添3「シェアエコ等に係る行政指導の全体図」参照）

イ []等の除外【個人課税部門】

個人課税部門において、次の(1)~(4)のいずれかに該当する者は本取組から除外するため、対象者名簿の「対象」欄に「△」を入力するとともに、「摘要」欄に除外理由を入力する。この場合、シェアエコ等に係る取引についても、センター対象署及び署等において併せて是正を行う。

(1) []等を予定している者

(2) []

(3) 署等において、既に別の事後処理対象者として登録されている者

なお、センター対象署において、(3)により本取組から除外する場合は、センターに対象者を局ファイルサーバーを利用して引き継ぐ。

ロ 対象者名簿の引継ぎ等（センター対象署分）【センター対象署→センター】

センター対象署においては、次のハの納税地の確認をセンターで実施することから、調査対象者等の除外後の対象者名簿を下記5に示す処理期限までにセンターへ局ファイルサーバーを利用して引き継ぐ。

ハ 納税地の確認【署等】

上記イの処理後の対象者について、KSKシステムによる確認に加え、[]により確認日現在の納税地の確認

を確実にを行い、確認結果を対象者名簿の「住民登録確認」欄に入力する。

なお、自局内の他署に転出していることを把握した場合は、対象者名簿の「対象」欄に「×」、「摘要」欄に転出状況（○○署⇒●●署）を入力するとともに、「署」欄に転出先署名、「局署番号」欄に転出先署の局署番号、「郵便番号」欄に転出先住所の郵便番号、「住所」欄に転出先住所を上書き訂正入力し、以下④又は⑤の対応を行う。

また、納税地を確認した結果、XXXXXXXXXXが判明した場合には、本取組から除外するため、対象者名簿の「対象」欄に「×」を入力する。

おって、対象者の転出入処理に当たっては、個人課税事務実施要領及びセンター事務提要に基づき、的確に実施することに留意する。

④ センター非対象署

自局内の他署へ転出している場合は、転出処理を行った後、転出先を管轄する個人課税部門へ連絡の上、対象者名簿（当該対象者分のみ）を不開示情報等を含む行政文書を送信する際のパスワードを付してメールで提供する。

※ 転出先の個人課税部門は、当該対象者を自署の対象者名簿に追加するとともに、上記イを実施する。

⑤ センター

自局内の他署へ転出している場合は、転出処理を行った後、転出先を管轄する個人課税部門へ連絡の上、対象者名簿（当該対象者分のみ）を局ファイルサーバーを活用して転出先を管轄する個人課税部門へ提供する。

※ 転出先の個人課税部門は、当該対象者を自署の対象者名簿に追加するとともに、上記イを実施する。

ニ 申告事績の確認【センター非対象署及びセンター】

上記イ及びハの処理後の対象者について、申告事績の確認を行い、確認結果を対象者名簿の「申告事績（R3年分）有無」欄に入力する。

なお、申告内容等から、シェアエコ等にかかる所得の是正の要否を確認し、対象者名簿のXXXXXXXXXX欄に記載されている金額が申告額に含まれることが明らかであり、是正を要しないと認められる場合は、対象者名簿の「対象」欄に「×」を入力するとともに、「摘要」欄に除外理由を入力する。

おって、是正を要する者について、整理番号の登録がない場合は、以下の対応を行う。

④ センター非対象署

管理運営部門に整理番号の「新規登録」を依頼し、対象者名簿の「局署番号」及び「整理番号」欄に登録内容を入力する。

⑤ センター

整理番号の「新規登録」を行い、対象者名簿の「局署番号」及び「整理番号」欄に登録内容を入力する。

ホ 対象者名簿の引継ぎ等【署等→武蔵府中コールセンター】

センター非対象署及びセンターは、下記5に示す処理期限までに上記イ、ハ及びニの処理後の対象者名簿を別途連絡する共有フォルダに格納することで武蔵府中コールセンターへ引き継ぐ。また、署名を印字した納付書及び担当部門を記載した自署（センターにおいては、担当センター）の返信用封筒（申告事績のある対象者の8割程度の枚数）を局便で送付する。

なお、納付書及び返信用封筒が不足する場合は、武蔵府中コールセンターから個人課税部門又はセンターへ追加送付依頼を行う。

ヘ 対象者名簿の確認等【武蔵府中コールセンター・個人課税部門】

武蔵府中コールセンターは、別途連絡する共有フォルダに格納された対象者名簿を確認の上、対象者名簿データのファイル名の先頭に「センター確認済」と追記する。

なお、個人課税部門は、ファイル名の先頭に「センター確認済」と追記された後、対象者名簿の変更等が生じた場合は、速やかに武蔵府中コールセンターにその旨を電話連絡することに留意する。

(3) 武蔵府中コールセンターによる行政指導等

武蔵府中コールセンターは、以下のとおり行政指導を行う。

行政指導の実施に当たり、武蔵府中コールセンター及び個人課税部門は「コールシステム」を活用して随時情報共有を図り、対象者からの問合せ等に的確に対応する。

《コールシステム掲載場所》

局ポータルサイト>サイトマップ >企画課 >コールシステム

イ 着眼・事後処理対象者入力【武蔵府中コールセンター】

行政指導対象とされた者について、以下の区分に従って「着眼・事後処理対象者入力」を行い、「着眼・事後処理事績表一括編集」により、「着眼・事後処理事績表（処理用）」を出力する。

なお、「申告事績の有無」は、選定理由となる資料の年分で判断する。

申告事績の有無	部門番号	調査区分	選定事由
申告事績がある場合	17（情報技術専門官）	「E」（その他4）	
申告事績がない場合	17（情報技術専門官）	「F」（その他5）	

おって、着眼・事後処理対象者入力した者については、対象者名簿の「対象」欄に「○」を入力するとともに、対象者名簿を個人課税部門へ別途連絡する共有フォルダに格納することで提供する。また、局WANメール（個人課税課監理第4係課別メールボックス宛て）で局個人課税課に提供する。

ロ 照会文書の作成【武蔵府中コールセンター】

武蔵府中コールセンターは、行政指導対象とされた者について、申告事績の有無に応じて、以下の様式により、自主点検の要請を行う。

なお、送付する文書の各様式の使用イメージは、別添4「各様式の使用イメージ」のとおりとし、回答期限は発送日からおおむね2週間後とする。

ⅴ 申告事績あり

別添5-1「ネット通販の販売取引等から生じた所得についての確定申告書の見直し・確認について」(1回目) [] 又は別添5-2「暗号資産の取引等から生じた所得についての確定申告書の見直し・確認について」(1回目) []

申告事績があるが、[] が想定される者を対象とする。

ⅵ 申告事績なし

別添6-1「ネット通販の販売取引等から生じた所得についてのお尋ね」(1回目) [] 又は別添6-2「暗号資産の取引等から生じた所得についてのお尋ね」(1回目) []

申告事績がなく、[] が想定される者を対象とする。

ハ 照会文書の発送(1回目)【武蔵府中コールセンター】

武蔵府中コールセンターは、以下のⅴからⅶまでの様式を使用し、下記5に示す期限までに照会文書を対象者に発送する。

なお、発送事績を対象者名簿の「照会文書発送①月日」欄へ入力する。

ⅴ 別添5-1「ネット通販の販売取引等から生じた所得についての確定申告書の見直し・確認について」(1回目) 又は別添5-2「暗号資産の取引等から生じた所得についての確定申告書の見直し・確認について」(1回目) []

ⅵ 別添6-1「ネット通販の販売取引等から生じた所得についてのお尋ね」(1回目) [] 又は別添6-2「暗号資産の取引等から生じた所得についてのお尋ね」(1回目) []

ⅶ 武蔵府中コールセンターの返信用封筒

ⅷ 別添7-1「ネット通販の販売取引等についての回答書」 [] 又は別添7-2「暗号資産の取引等についての回答書」 []

ⅸ 別添8-1「副収入の申告漏れにご注意ください」 [] 又は別添8-2「副収入の申告漏れにご注意ください」 []

ⅹ 別添9-1「申告方法リーフレット」 [] 又は別添9-2「申告方法リーフレット」 []

ニ 照会文書の発送(2回目以降)【武蔵府中コールセンター】

武蔵府中コールセンターは、照会文書発送後、回答期限を経過しても回答がない者に対して、以下のⅴからⅶまでの様式を使用し、下記5に示す処理期限までに、照会文書を対象者に発送する。

なお、発送事績を対象者名簿の「照会文書発送②月日」欄へ入力する。

- (イ) 別添10-1「ネット通販の販売取引等から生じた所得についての確定申告書の見直し・確認について」(2回目) [] 又は別添10-2「暗号資産の取引等から生じた所得についての確定申告書の見直し・確認について」(2回目) []
- (ロ) 別添11-1「ネット通販の販売取引等から生じた所得についてのお尋ね」(2回目以降) [] 又は別添11-2「暗号資産の取引等から生じた所得についてのお尋ね」(2回目以降) []
- (ハ) 武蔵府中コールセンターの返信用封筒
- (ニ) 別添7-1「ネット通販の販売取引等についての回答書」 [] 又は別添7-2「暗号資産の取引等についての回答書」 []
- (ホ) 別添8-1「副収入の申告漏れにご注意ください」 [] 又は別添8-2「副収入の申告漏れにご注意ください」 []
- (ヘ) 別添9-1「申告方法リーフレット」 [] 又は別添9-2「申告方法リーフレット」 []

ホ 照会文書が返戻された場合の対応【武蔵府中コールセンター】

武蔵府中コールセンターは、上記ハ又はニの照会文書が返戻された場合には、対象者名簿の「照会文書返戻月日」欄に返戻月日を入力する。

なお、[]により当該対象者の転出が確認された場合は、転出先を「着眼調査・事後処理事績票」の「特記事項」欄に記載するとともに対象者名簿の「署」欄に転出先署、「住所」欄に転出先住所を上書き訂正入力するとともに、「摘要」欄に転出状況(〇〇署⇒●●署)を入力し、転出先に応じて以下の対応を行う。

(イ) 自局内の転出

上記ロ及びハの処理を行い、対象者名簿の「照会文書発送①月日」又は「照会文書発送②月日」欄の発送事績を訂正入力する。

(ロ) 他局への転出

対象者名簿の「対象」欄に「×」を入力する。

ヘ 回答書の未提出者への対応【武蔵府中コールセンター】

武蔵府中コールセンターは、上記ハ及びニの照会文書発送後、回答期限を経過しても回答がない者のうち電話番号を把握している者に対して、下記5に示す処理期限まで、曜日及び時間帯を変えて複数回電話により回答書の提出要請を行う。

なお、対象者名簿の「回答書電話督促月日」欄に回答書の提出要請を行った日付を入力するとともに、「回答書応答状況」欄に電話の応答状況について、以下の区分に従い入力する。

○：応答
△：不在
×：不通又は電話番号不明

おって、回答書の提出要請時に回答書の提出を拒否された場合には、応答内容について対象者名簿の「摘要」欄に入力を行い、行政指導による接触

を終了する。

ト 回答書の收受等

武蔵府中コールセンターは、対象者から回答書の提出があった場合、対象者名簿の「回答書等提出日」欄に收受日付を入力する。

なお、回答の一部の記載が漏れている等の記載不備が認められた場合には、武蔵府中コールセンターにおいて対象者に電話連絡を行い、記載内容を補完する。

チ 修正申告書等の提出要請等（1回目）【武蔵府中コールセンター】

回答書の内容を確認した結果、修正申告書等の提出が必要な場合は、申告事績の有無に応じて以下の処理を行う。

なお、

(i) 申告事績がある者

電話により修正申告書の提出要請を行い（必要に応じて、修正申告書の作成方法について指導を行う。）、対象者名簿の「修正等督促月日」欄に修正申告書の提出要請を行った日付を入力するとともに、電話の応答状況について「修正等応答状況」欄に上記への区分に従って入力し、応答内容について「摘要」欄に簡記する。

なお、修正申告書の作成が困難であるとの申立てがあった者については、以下ル(ii)の処理を行う。また、対象者が電話による修正申告書の提出要請に応じない場合には、応答内容について対象者名簿の「摘要」欄に入力を行い、行政指導による接触を終了する。

おって、電話による修正申告書の提出要請を経ずに、以下ル(ii)の処理を行うこととしても差し支えない。

(ii) 申告事績がない者

別添 12-1 「確定申告書の提出について」 [] 又は別添 12-2 「確定申告書の提出について」 [] を送付し、発送事績を対象者名簿の「修正等発送月日」欄へ入力する。

リ 修正申告書等の提出状況の確認【武蔵府中コールセンター】

武蔵府中コールセンターは、KSKシステムの「個人事績照会」等により、回答期限後の修正申告書又は期限後申告書の提出状況について確認する。

ヌ 加算税の賦課決定処理【武蔵府中コールセンター→署等】

武蔵府中コールセンターは、修正申告書等の提出が確認できた場合、センター事務提要に基づき、更正決定等決議書（不徴収決議書を含む。）を作成する。

なお、作成した更正決定等決議書は、主任国税管理官の決裁を了し、「着限・事後処理事績表（処理用）」及び当該行政指導に係る資料の写しを局便で署等に送付する。

また、署等においては、武蔵府中コールセンターから回付を受けた更正決定決議書について「更正決定等通知書」を出力し、対象者に対して特殊取扱郵便で発送する。

ル 修正申告書等の提出要請等（2回目）【武蔵府中コールセンター】

上記りにおいて、回答期限までに修正申告書等の提出が確認できない場合、申告事績の有無に応じて以下の処理を行う。

㊦ 申告事績がある者

別添 13「修正申告書の送付について」（電話あり）、「修正申告書」、「署名を印字した納付書」及び「署等の返信用封筒」を送付し、発送事績を対象者名簿の「修正等発送月日」欄へ入力する。

なお、上記チ㊦の電話による修正申告書の提出要請を経ずに、対象者へ修正申告書の提出要請を行う場合には、別添 14-1「修正申告書の送付について」（電話なし）XXXXXXXXXX又は別添 14-2「修正申告書の送付について」（電話なし）XXXXXXXXXX、「修正申告書」、「署名を印字した納付書」及び「署等の返信用封筒」を送付し、発送事績を対象者名簿の「修正等発送月日」欄へ入力する。

㊧ 申告事績がない者

電話により申告書の提出要請を行い（必要に応じて、申告書の作成方法について指導を行う。）、対象者名簿の「修正等督促月日」欄に提出要請を行った日付を入力するとともに、電話の応答状況について「修正等応答状況」欄に上記への区分に従って入力し、応答内容について「摘要」欄に簡記する。

なお、対象者が電話による申告書の提出要請に応じない場合には、応答内容について対象者名簿の「摘要」欄に入力を行い、行政指導による接触を終了する。

ヲ 問合せ等への対応【武蔵府中コールセンター・個人課税部門】

㊦ 武蔵府中コールセンター

対象者から問合せがあった場合は、別添 15「想定問答」を活用して対応するとともに、対象者名簿の「受電月日」を入力する。

なお、是正が必要と認められる対象者については、修正申告書等の提出要請を行う。

また、対象者自身で申告書の作成が困難な場合や来署による相談を希望する者に対しては、事前予約制である旨の説明を行った上で署での相談を案内するとともに、当該事項を「コールシステム」に入力することにより、個人課税部門へ確実に引き継ぐ。

㊧ 個人課税部門

対象者から問合せがあった場合は、別添 15「想定問答」を活用して対応する。

なお、対象者から来署により相談したい旨の申立てがあった場合は、事前予約制である旨、来署時に必要となる資料の案内及び内容によっては是正が必要となる旨の説明を行った上で相談日を決定し、個人課税部門において適切に対応する。

また、対象者が事前予約を行わずに来署した場合は、各署の実情に応じて適切に対応する。

おって、相談事績等は「コールシステム」に入力するとともに武蔵府中コールセンターへ電話連絡することで確実に引き継ぐ。この際、武蔵府中コールセンターは、個人課税部門で対応を行った旨を対象者名簿の「摘要」欄に入力する。

ワ 対象者名簿の入力【武蔵府中コールセンター】

武蔵府中コールセンターは、行政指導の結果、対象者名簿の [] 欄に記載されている [] 及び他局への転出が確認された者については、対象者名簿の「区分」欄に以下の区分結果を入力するとともに、「是正処理の判定」欄に「否」と入力する。

- イ) 修正申告書又は期限後申告書の提出があった者
- ロ) 他局転出者

なお、上記イ)及びロ)以外の者については、個人課税部門において対象者名簿の「区分」欄への入力を実施することから、当該処理を行わない。

カ 事後処理事績の入力【武蔵府中コールセンター】

武蔵府中コールセンターは、ワイ)及びロ)について、KSK「事後処理事績入力」を下表のとおり行う。

事案の態様	調査区分	調査態様	調査結果
申告事績あり：(修正申告書提出)	E	2	03 (修是)
申告事績あり：(転出、転出先不明)	(その他4)	(行政指導)	10 (転出・廃業等)
申告事績なし：(期限後申告書提出)	F	2	04 (後申是)
申告事績なし：(転出、転出先不明)	(その他5)	(行政指導)	10 (転出・廃業等)

ヨ 対象者名簿等の引継ぎ【武蔵府中コールセンター → 個人課税部門】

武蔵府中コールセンターは、下記5に示す処理期限までに対象者名簿を別途連絡する共有フォルダに格納することで個人課税部門へ回付するとともに、「着眼調査・事後処理事績票」、「着眼調査・事後処理事績票付表」及び「回答書」(以下、合わせて「回答書等」という。)を局便で個人課税部門に引き継ぐ。

なお、対象者名簿の「署への引継月日」欄に発送した日付を入力する。

(4) 署における後続処理の対応【個人課税部門】

イ 後続処理の検討

上記(3)ヨにより武蔵府中コールセンターから回答書等を引き継いだ個人課税部門は、回答書等及び提出された修正申告書等を基に次のイ)からロ)までに区分し、対象者名簿の「区分」欄に区分結果を入力する。



④ ④については、



⑤を含む。

ロ 事後処理事績入力

個人課税部門は上記イ④から⑥までについて、KSK「事後処理事績入力」を下表のとおり行う。

事案の様相	調査区分	調査態様	調査結果
[Redacted content]			

なお、⑤の入力を行った対象者については、対象者名簿の⑤、⑥の入力を行った対象者以外の者については、⑤と入力する。

ハ 加算税の賦課決定処理

個人課税事務実施要領に基づき適切に処理する。

ニ 転出者への対応

個人課税事務実施要領に基づき適切に処理する。

ホ 着眼調査（机上）の対応【個人課税部門】

④ 着眼机上対象者入力

上記イ)及びロ)に区分した者及び上記ロ)において、[redacted]の入力を行った者について、KSK「着眼・事後処理対象者入力」を下表のとおり入力し、対象者名簿の [redacted] と入力する。

なお、「選定事由」については、下表のとおり読み替えて入力することに留意する。

事案の態様	部門番号	調査区分	選定事由	
			読替え前	読替え後
申告事績あり	17 (情報技術専門官)	6 (着眼調査(机上))	42 (プレプリント対象)	42 (シェアエコ)
申告事績なし	17 (情報技術専門官)	6 (着眼調査(机上))	42 (プレプリント対象)	42 (シェアエコ)

ロ) 着眼調査(机上)の実施

対象者名簿の [redacted]

なお、実施に当たっては、個人課税事務実施要領に基づき適切に処理する。

5 処理期限

事務内容	実施部署	処理期限
4(2)ロ 対象者名簿の引継ぎ等(センター対象者分)	センター対象署	令和5年7月21日(金)
4(2)ホ 対象者名簿の引継ぎ等	センター非対象署及びセンター	令和5年8月4日(金)
4(3)ハ 照会文書の発送(1回目)	武蔵府中コールセンター	令和5年9月15日(金)
4(3)ニ 照会文書の発送(2回目)		令和5年10月5日(木)
4(3)ヘ 回答書の未提出者への対応		令和5年11月16日(木)
4(3)チ 修正申告等の要請等(1回目)		令和5年10月25日(水)
4(3)ル 修正申告等の要請等(2回目)		令和5年11月16日(木)
4(3)ヨ 対象者名簿等の引継ぎ		令和5年11月24日(金)

6 報告

個人課税部門は、是正処理の要否を入力した対象者名簿を下表のとおり報告期限までに文書管理システムで局個人課税課(監理第4係)へ報告する。

様式	件名	ファイル名	報告期限
別添1「令和5事務年度シェアエコ等行政指導対象者名簿」	【●●】シェアエコ等行政指導対象者名簿報告(注1)	シェアエコ等行政指導対象者名簿(00)(注2)	令和5年12月11日(月)

(注) 1 「件名」欄の「●●」には、署名を記載する。

2 「ファイル名」欄の「00」は署番号とし、数値及び記号は全て半角とする。

(例) 千葉東署が別添1を報告する場合：「シェアエコ等行政指導対象者名簿(01)」

令和5事務年度シェアリングエコノミー等行政指導対象者名簿に係る納税者データについて

令和5事務年度シェアリングエコノミー等行政指導対象者名簿に係る納税者データの保存期間及び原本へのアクセス可能な職員については、以下のとおりとする。

1 保存期限

令和6年3月31日(日)

2 原本へのアクセス可能な職員

個人課税総括統括国税調査官(以下「総括統括官」という。)及び当該事務を担当する者として総括統括官が指定した者(以下「指定職員」という。)

3 データの保存方法

(1) 専用フォルダの作成

総括統括官は、局還元データ保存 > 60_個人課税 > 【統括官等限定】内に専用フォルダを新規作成の上、納税者データ提供ボックスから原本ファイルを切り取りで保存する。

(2) アクセス権限の設定

総括統括官は、上記2の職員以外が上記(1)で設定する専用フォルダにアクセスできないよう、自己及び指定職員に限定してアクセスを許可する設定を行う。

【アクセス権限の設定方法等】

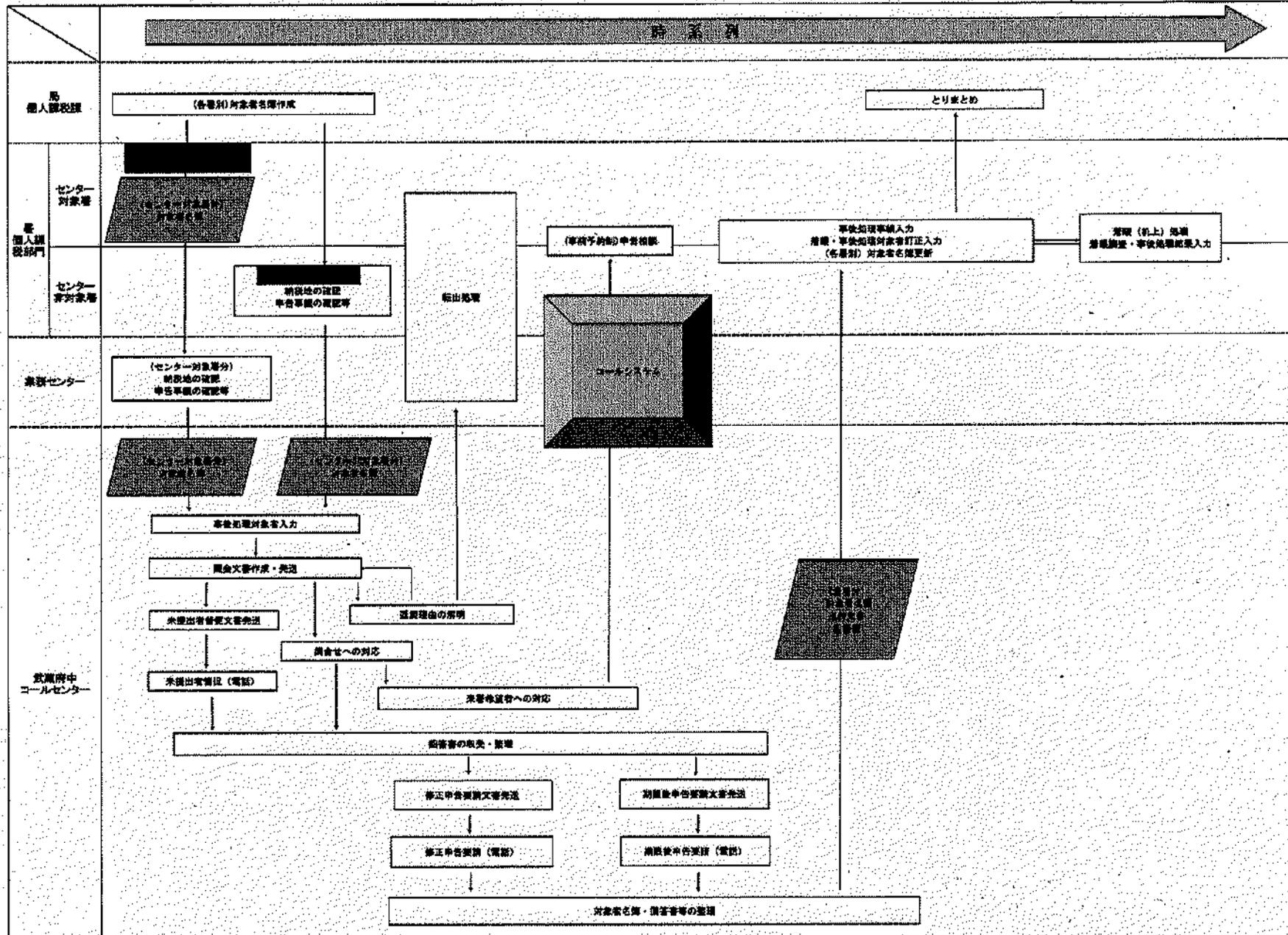
- ・ 「共通ライブラリ>通達・情報>情報システム第一課>08 手引類>01 局WAN 03 アクセス権限、ユーザーID等>01 アクセス権限の種類、設定方法等」の「②アクセス権限の設定方法【Windows10版】」により実施する。
- ・ 設定の際は、①限定する職員のアクセス許可の設定を行い、②個人課税事務システムのアクセス許可を削除する。
なお、「Administrator」は絶対に削除しないよう留意する。

4 データの使用方法

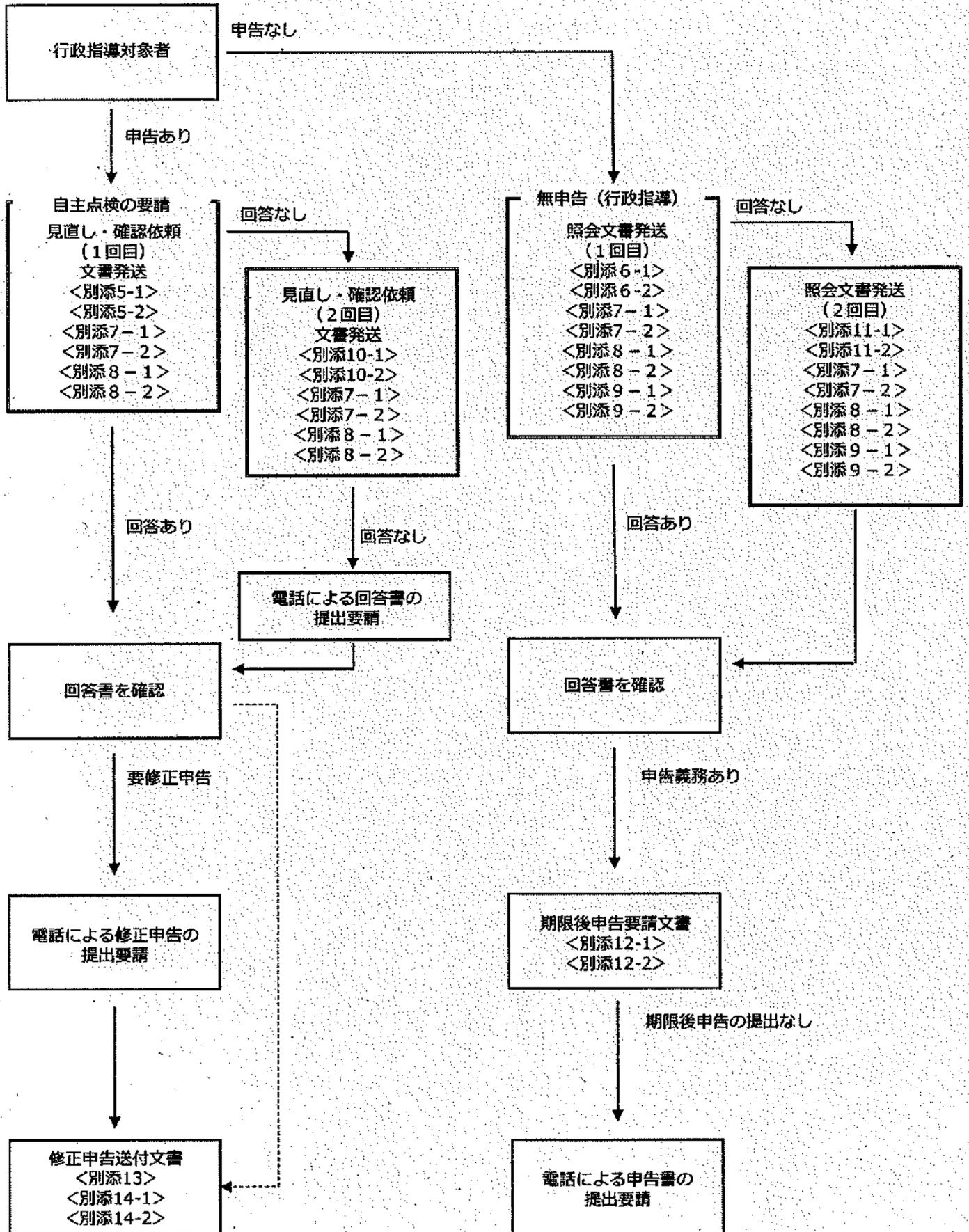
総括統括官又は指定職員は、原本を複製（コピー）して作業用として使用することとするが、当該作業用のデータも専用フォルダ内で使用及び保存する。

シェアエコ等に係る行政指導の全体図

別添3



各様式の使用イメージ



〒 -

自主点検の要請用

様

一連番号

令和 年 月 日

国税局長の氏名の記載及び局長印の押印は省略しています

東京国税局長

ネット通販の販売取引等から生じた所得についての確定申告書の見直し・確認について

税務行政につきましては、日頃からご協力いただきありがとうございます。

インターネットを利用した販売取引（オンラインショッピング）を行っている方の中には、当該取引について申告が必要な方がいます。

この文書は、過日ご提出いただいた確定申告書について、納税者の皆様ご自身にネット通販の販売取引等から生じた所得について申告漏れがないかの自主的な見直し・確認をお願いするものです（このお願いは行政指導として行っているものです。）。

つきましては、同封した「ネット通販の販売取引等についての回答書」（別紙）に自主的な見直し・確認の結果をご記入の上、●月●日（●）までに同封の返信用封筒をご利用いただき提出をお願いします。

なお、見直し・確認の結果、ネット通販の販売取引等から生じた所得について、過日ご提出していただいた確定申告書に記載されていない場合で、納める税額が増加（還付税額が減少）する場合には、ご自身で誤りを是正するための修正申告書の提出が必要となります。

行政指導に基づきご自身で提出された修正申告書等については、調査に基づき提出される場合と異なり、過少申告加算税は課されません（当初の申告書が期限後に提出されている場合は、無申告加算税が課される場合がありますが、調査に基づき修正申告書を提出される場合の加算税率（15%）と異なり、10%低い加算税率（5%）となります。）。

※ 申告書（添付書類を含む。）や法定調書など各種情報に照らして必要があると認められる場合は、調査を実施する場合があります。この場合において、調査に基づき申告内容を是正することとなったときは、過少（無）申告加算税が課されることがあります。

※ 既に所要の手続がお済みの場合や、内容・手続などについてご不明な点がございましたら、担当者までご連絡ください。

連絡先	担当者	東京国税局業務センター武蔵府中分室 コール第●担当	電話	●●●-●●●-●●●●
-----	-----	------------------------------	----	--------------

※ 担当者にご連絡いただく際は、上記電話番号におかけください。受付時間は、9:00~17:00（土日祝日・年末年始を除く。）です。

この文書による行政指導の責任者は、表記の国税局長です。

修正申告書を提出されるに当たって

- 期限後申告書を提出した者が、修正申告書を提出した場合には、その修正申告により納付すべき税額のほか、無申告加算税及び延滞税が課される場合があります。
- 修正申告書を提出した場合には、その修正申告により納付すべき税額及び延滞税については、その修正申告書を提出した日までに、過少（無）申告加算税については、当該加算税に係る課税決定通知書が発せられた日の翌日から起算して1月を経過する日までに納付しなければなりません。
- 修正申告書を提出した場合には、その修正申告に係る不服申立てはできません（過少（無）申告加算税の賦課決定処分については不服申立てをすることができます。）。
- 修正申告書を提出した場合には、更正の請求ができる期間内においては更正の請求をすることができます。
- 修正申告書の提出がその法定申告期限から1年を経過した日以後にされた場合で、その修正申告により新たに確定した部分の税額につき、一時に納付することができない理由があると認められること、その修正申告書の提出日までに申請があることなどの一定の要件を満たす場合は、その納付することができないと認められる金額を限度として、その納期限から1年以内の期間に限り、納税の猶予が受けられます。
- 納税の猶予が受けられない場合でも、修正申告書に係る国税を一時に納付することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあると認められること、その修正申告書の提出日から6月以内に申請があることなどの一定の要件を満たすときは、その申請の日等から1年以内の期間に限り、換価の猶予が受けられます。

参考 延滞税の計算方法

修正申告等により納付すべき本税の額（過少（無）申告加算税は除く。）から、次の算式により計算した延滞税の額が、千円以上の場合には、延滞税が課されます。

国税庁ホームページに必要事項を入力することで、延滞税の額を計算できるページを用意していますので御利用ください。

<https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/entaizei/keisan/entai.htm#keisan>



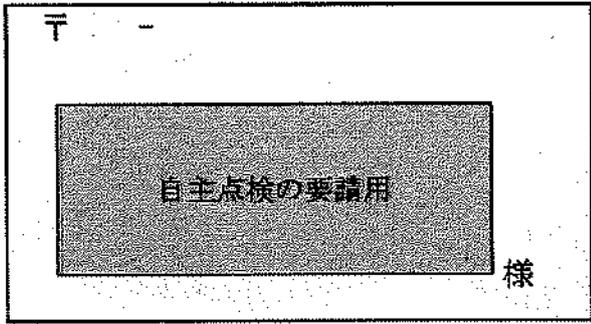
$$\begin{array}{|c|} \hline \text{納付すべき本税の額} \\ \hline \text{(注) 1} \\ \hline \end{array}
 \times
 \begin{array}{|c|} \hline \text{延滞税の割合} \\ \hline \text{(注) 2} \\ \hline \end{array}
 \times
 \begin{array}{|c|} \hline \text{法定納期限の翌日から完} \\ \text{納の日までの日数} \\ \hline \text{(注) 3} \\ \hline \end{array}
 =
 \begin{array}{|c|} \hline \text{延滞税の額} \\ \hline \text{(100円未満の端数切捨て)} \\ \hline \text{(注) 4} \\ \hline \end{array}$$

365

- (注) 1 本税額が1万円未満の場合には、延滞税を納付する必要はありません。
- 2 平成26年1月1日以後の延滞税の割合は、年単位（1/1～12/31）で次の割合を適用することになります。
- (1) 平成28年1月1日から令和2年12月31日までの期間に対応する延滞税の割合
 - ・ 納期限の翌日から2月を経過する日までは、年「7.3%」と「特例基準割合（※）+1%」のいずれか低い割合
 - ・ 納期限の翌日から2月を経過した日以後は、年「14.6%」と「特例基準割合（※）+7.3%」のいずれか低い割合

（※） 各年の前々年の10月から前年の9月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合に、年1%の割合を加算した割合
 - (2) 令和3年1月1日以後の期間に対応する延滞税の割合
 - ・ 納期限の翌日から2月を経過する日までは、年「7.3%」と「延滞税特例基準割合（※）+1%」のいずれか低い割合
 - ・ 納期限の翌日から2月を経過した日以後は、年「14.6%」と「延滞税特例基準割合（※）+7.3%」のいずれか低い割合

（※） 各年の前々年の9月から前年の8月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の11月30日までに財務大臣が告示する割合に、年1%の割合を加算した割合
- 3 延滞税のかかる期間は、法定納期限の翌日から完納の日までです。
- なお、確定申告書を提出してから1年を経過する日以後に修正申告書を提出する場合などには、延滞税の計算の基礎となる「期間（日数）」に特例が設けられています。詳しくは税務署にお尋ねください。
- 4 計算した延滞税の額が1,000円以上であり、かつ、100円未満の端数があるときは、その100円未満の端数は切り捨ててください。



一連番号

令和 年 月 日

国税局長の氏名の記載及び局長印の押印は省略しています

東京国税局長

暗号資産の取引等から生じた所得についての確定申告書の見直し・確認について

税務行政につきましては、日頃からご協力いただきありがとうございます。

ビットコインをはじめとする暗号資産の売却や暗号資産の証拠金取引（FX）等を行っている方の中には、当該取引について申告が必要な方がいます。

この文書は、過日ご提出いただいた確定申告書について、納税者の皆様ご自身に暗号資産の取引等から生じた所得について申告漏れがないかの自主的な見直し・確認をお願いするものです（このお願いは行政指導として行っているものです）。

つきましては、同封した「暗号資産の取引等についての回答書」（別紙）に自主的な見直し・確認の結果をご記入の上、●月●日（●）までに同封の返信用封筒をご利用いただき提出をお願いします。

なお、見直し・確認の結果、暗号資産の取引等から生じた所得について、過日ご提出していただいた確定申告書に記載されていない場合で、納める税額が増加（還付税額が減少）する場合には、ご自身で誤りを是正するための修正申告書の提出が必要となります。

行政指導に基づきご自身で提出された修正申告書等については、調査に基づき提出される場合と異なり、過少申告加算税は課されません（当初の申告書が期限後に提出されている場合は、無申告加算税が課される場合がありますが、調査に基づき修正申告書を提出される場合の加算税率（15%）と異なり、10%低い加算税率（5%）となります。）。

※ 申告書（添付書類を含む。）や法定調書など各種情報に照らして必要があると認められる場合は、調査を実施する場合があります。この場合において、調査に基づき申告内容を是正することとなったときは、過少（無）申告加算税が課されることがあります。

※ 既に所要の手続がお済みの場合や、内容・手続などについてご不明な点がございましたら、担当者までご連絡ください。

連絡先	担当者	東京国税局業務センター武蔵府中分室 コール第●担当	電話	●●●-●●●-●●●●
-----	-----	------------------------------	----	--------------

※ 担当者にご連絡いただく際は、上記電話番号におかけください。受付時間は、9:00~17:00（土日祝日・年末年始を除く。）です。

この文書による行政指導の責任者は、表記の国税局長です。

修正申告書を提出されるに当たって

- 別添修正申告書を提出した者が、修正申告書を提出した場合には、その修正申告により納付すべき税額のほか、無申告加算税及び延滞税が課される場合があります。
- 修正申告書を提出した場合には、その修正申告により納付すべき税額及び延滞税については、その修正申告書を提出した日までに、過少（無）申告加算税については、当該加算税に係る課税決定通知書が発せられた日の翌日から起算して1月を経過する日までに納付しなければなりません。
- 修正申告書を提出した場合には、その修正申告に係る不服申立てはできません（過少（無）申告加算税の課税決定処分については不服申立てをすることができます。）。
- 修正申告書を提出した場合には、更正の請求ができる期間内においては更正の請求をすることができます。
- 修正申告書の提出がその法定申告期限から1年を経過した日以後にされた場合で、その修正申告により新たに確定した部分の税額につき、一時に納付することができない理由があると認められること、その修正申告書の提出日までに申請があることなどの一定の要件を満たす場合は、その納付することができないと認められる金額を限度として、その納期限から1年以内の期間に限り、納税の猶予が受けられます。
- 納税の猶予が受けられない場合でも、修正申告書に係る国税を一時に納付することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあると認められること、その修正申告書の提出日から6月以内に申請があることなどの一定の要件を満たすときは、その申請の日等から1年以内の期間に限り、換価の猶予が受けられます。

参考 延滞税の計算方法

修正申告等により納付すべき本税の額（過少（無）申告加算税は除く。）から、次の算式により計算した延滞税の額が、千円以上の場合には、延滞税が課されます。

国税庁ホームページに必要事項を入力することで、延滞税の額を計算できるページを用意していますので御利用ください。

<https://www.nta.go.jp/taxes/nozai/entaisei/keisan/entai.htm#keisan>



$$\begin{array}{|c|} \hline \text{納付すべき本税の額} \\ \hline \text{(注) 1} \\ \hline \end{array}
 \times
 \begin{array}{|c|} \hline \text{延滞税の割合} \\ \hline \text{(注) 2} \\ \hline \end{array}
 \times
 \begin{array}{|c|} \hline \text{法定納期限の翌日から完} \\ \text{納の日までの日数} \\ \hline \text{(注) 3} \\ \hline \end{array}
 =
 \begin{array}{|c|} \hline \text{延滞税の額} \\ \hline \text{(100円未満の端数切捨て)} \\ \hline \text{(注) 4} \\ \hline \end{array}$$

366

- (注) 1 本税額が1万円未満の場合には、延滞税を納付する必要はありません。
- 2 平成26年1月1日以後の延滞税の割合は、年単位（1/1～12/31）で次の割合を適用することになります。
- (1) 平成24年1月1日から令和2年12月31日までの期間に対応する延滞税の割合
 - ・ 納期限の翌日から2月を経過する日までは、年「7.3%」と「特例基準割合（※）+ 1%」のいずれか低い割合
 - ・ 納期限の翌日から2月を経過した日以後は、年「14.6%」と「特例基準割合（※）+ 7.3%」のいずれか低い割合
 - （※） 各年の前々年の10月から前年の9月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合に、年1%の割合を加算した割合
 - (2) 令和3年1月1日以後の期間に対応する延滞税の割合
 - ・ 納期限の翌日から2月を経過する日までは、年「7.3%」と「延滞税特例基準割合（※）+ 1%」のいずれか低い割合
 - ・ 納期限の翌日から2月を経過した日以後は、年「14.6%」と「延滞税特例基準割合（※）+ 7.3%」のいずれか低い割合
 - （※） 各年の前々年の9月から前年の8月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の11月30日までに財務大臣が告示する割合に、年1%の割合を加算した割合
- 3 延滞税のかかる期間は、法定納期限の翌日から完納の日までです。
- なお、確定申告書を提出してから1年を経過する日以後に修正申告書を提出する場合などには、延滞税の計算の基礎となる「期間（日数）」に特例が設けられています。詳しくは税務署にお尋ねください。
- 4 計算した延滞税の額が1,000円以上であり、かつ、100円未満の端数があるときは、その100円未満の端数は切り捨ててください。

〒 - <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: 80%;"> 無申告（行政指導）用 </div> 様
--

一連番号

令和 年 月 日

国税局長の 氏名の記載 及び局長印 の押印は省 略しています
--

東京国税局長

ネット通販の販売取引等から生じた所得についてのお尋ね

税務行政につきましては、日頃からご協力いただきありがとうございます。

インターネットを利用した販売取引（オンラインショッピング）を行っている方の中には、当該取引について申告が必要な方がいます。

この文書は、納税者の皆様ご自身にネット通販の販売取引等から生じた所得について申告の必要がないか自主的な確認をお願いするものです（このお願いは行政指導として行っているものです。）。

つきましては、同封しております「ネット通販の販売取引等についての回答書」（別紙）にご確認いただいた事項をご記入の上、●月●日（●）までに同封の返信用封筒をご利用いただき提出をお願いします。

なお、ご確認いただいた結果、確定申告が必要である場合には、ご自身で確定申告書の提出が必要となります。

このお尋ねの内容についてご不明な点などありましたら、担当者までお問い合わせください。

行政指導に基づきご自身で提出された確定申告書については、無申告加算税が課される場合がありますが、調査に基づき確定申告書を提出される場合の加算税率（15%）と異なり、10%低い加算税率（5%）となります。

- ※ 申告書（添付書類を含む。）や法定調書など各種情報に照らして必要があると認められる場合は、調査を実施する場合があります。この場合において、調査に基づき申告内容を是正することとなったときは、過少（無）申告加算税が課されることがあります。
- ※ 既に所要の手続がお済みの場合や、内容・手続などについてご不明な点がございましたら、担当者までご連絡ください。

連絡先	担当者	東京国税局業務センター武蔵府中分室 コール第●担当	電話	●●●-●●●-●●●●
-----	-----	------------------------------	----	--------------

※ 担当者にご連絡いただく際は、上記電話番号におかけください。受付時間は、9:00~17:00（土日祝日・年末年始を除く。）です。

この文書による行政指導の責任者は、表記の国税局長です。

期限後申告書を提出されるに当たって

- 期限後申告書を提出した場合には、その期限後申告により納付すべき税額及び延滞税については、その期限後申告書を提出した日までに、無申告加算税については当該加算税に係る賦課決定通知書が発せられた日の翌日から起算して1月を経過する日までに納付しなければなりません。
- 期限後申告書を提出した場合には、その期限後申告に係る不服申立てはできません（無申告加算税の賦課決定処分については不服申立てをすることができます。）。
- 期限後申告書を提出した場合には、更正の請求ができる期間内においては更正の請求をすることができます。
- 期限後申告書の提出がその法定申告期限から1年を経過した日以後にされた場合で、その期限後申告により新たに確定した部分の税額につき、一時に納付することができない理由があると認められること、その期限後申告書の提出日までに申請があることなどの一定の要件を満たす場合は、その納付することができないと認められる金額を限度として、その納期限から1年以内の期間に限り、納税の猶予が受けられます。
- 納税の猶予が受けられない場合でも、期限後申告書に係る国税を一時に納付することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあると認められること、その期限後申告書の提出日から6月以内に申請があることなどの一定の要件を満たすときは、その申請の日等から1年以内の期間に限り、換価の猶予が受けられます。

参考 延滞税の計算方法

修正申告等により納付すべき本税の額（通少（無）申告加算税は除く。）から、次の算式により計算した延滞税の額が、千円以上の場合には、延滞税が課されます。

国税庁ホームページに必要事項を入力することで、延滞税の額を計算できるページを用意していますので御利用ください。

<https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/entaizei/keisan/entai.htm#keisan>



納付すべき本税の額 (注) 1	×	延滞税の割合 (注) 2	×	法定納期限の翌日から完納の日までの日数 (注) 3	=	延滞税の額 (100円未満の端数切捨て) (注) 4
--------------------	---	-----------------	---	------------------------------	---	----------------------------------

365

- (注) 1 本税額が1万円未満の場合には、延滞税を納付する必要はありません。
- 2 平成26年1月1日以後の延滞税の割合は、年単位（1/1～12/31）で次の割合を適用することになります。
- (1) 平成26年1月1日から令和2年12月31日までの期間に対応する延滞税の割合
- ・ 納期限の翌日から2月を経過する日までは、年「7.3%」と「特例基準割合（※）+ 1%」のいずれか低い割合
 - ・ 納期限の翌日から2月を経過した日以後は、年「14.6%」と「特例基準割合（※）+ 7.3%」のいずれか低い割合
- （※） 各年の前々年の10月から前年の9月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合に、年1%の割合を加算した割合
- (2) 令和3年1月1日以後の期間に対応する延滞税の割合
- ・ 納期限の翌日から2月を経過する日までは、年「7.3%」と「延滞税特例基準割合（※）+ 1%」のいずれか低い割合
 - ・ 納期限の翌日から2月を経過した日以後は、年「14.6%」と「延滞税特例基準割合（※）+ 7.3%」のいずれか低い割合
- （※） 各年の前々年の9月から前年の8月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の11月30日までに財務大臣が告示する割合に、年1%の割合を加算した割合
- 3 延滞税のかかる期間は、法定納期限の翌日から完納の日までです。
- なお、確定申告書を提出してから1年を経過する日以後に修正申告書を提出する場合などには、延滞税の計算の基礎となる「期間（日数）」に特例が設けられています。詳しくは税務署にお尋ねください。
- 4 計算した延滞税の額が1,000円以上であり、かつ、100円未満の端数があるときは、その100円未満の端数は切り捨ててください。

〒 []

無申告（行政指導）用

様

一連番号 []

令和 年 月 日

国税局長の
氏名の記載
及び局長印
の押印は省
略しています

東京国税局長

暗号資産の取引等から生じた所得についてのお尋ね

税務行政につきましては、日頃からご協力いただきありがとうございます。

ビットコインをはじめとする暗号資産の売却や暗号資産の証拠金取引（FX）等を行っている方の中には、当該取引について申告が必要な方がいます。

この文書は、納税者の皆様ご自身に暗号資産の取引等から生じた所得について申告の必要がないか自主的な確認をお願いするものです（このお願いは行政指導として行っているものです。）。

つきましては、同封しております「暗号資産の取引等についての回答書」（別紙）にご確認いただいた事項をご記入の上、●月●日（●）までに同封の返信用封筒をご利用いただき提出をお願いします。

なお、ご確認いただいた結果、確定申告が必要である場合には、ご自身で確定申告書の提出が必要となります。

このお尋ねの内容についてご不明な点などありましたら、担当者までお問い合わせください。

行政指導に基づきご自身で提出された確定申告書については、無申告加算税が課される場合がありますが、調査に基づき確定申告書を提出される場合の加算税率（15%）と異なり、10%低い加算税率（5%）となります。

※ 申告書（添付書類を含む。）や法定調査など各種情報に照らして必要があると認められる場合は、調査を実施する場合があります。この場合において、調査に基づき申告内容を是正することとなったときは、過少（無）申告加算税が課されることがあります。

※ 既に所要の手続がお済みの場合や、内容・手続などについてご不明な点がございましたら、担当者までご連絡ください。

連絡先	担当者	東京国税局業務センター武蔵府中分室 コール第●担当	電話	●●●●-●●●●-●●●●
-----	-----	------------------------------	----	----------------

※ 担当者にご連絡いただく際は、上記電話番号におかけください。受付時間は、9:00~17:00（土日祝日・年末年始を除く。）です。

この文書による行政指導の責任者は、表記の国税局長です。

期限後申告書を提出されるに当たって

- 期限後申告書を提出した場合には、その期限後申告により納付すべき税額及び延滞税については、その期限後申告書を提出した日までに、無申告加算税については当該加算税に係る賦課決定通知書が発せられた日の翌日から起算して1月を経過する日までに納付しなければなりません。
- 期限後申告書を提出した場合には、その期限後申告に係る不服申立てはできません（無申告加算税の賦課決定処分については不服申立てをすることができます。）。
- 期限後申告書を提出した場合には、更正の請求ができる期間内においては更正の請求をすることができます。
- 期限後申告書の提出がその法定申告期限から1年を経過した日以後にされた場合で、その期限後申告により新たに確定した部分の税額につき、一時に納付することができない理由があると認められること、その期限後申告書の提出日までに申請があることなどの一定の要件を満たす場合は、その納付することができないと認められる金額を限度として、その納期限から1年以内の期間に限り、納税の猶予が受けられます。
- 納税の猶予が受けられない場合でも、期限後申告書に係る国税を一時に納付することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあると認められること、その期限後申告書の提出日から6月以内に申請があることなどの一定の要件を満たすときは、その申請の日等から1年以内の期間に限り、換価の猶予が受けられます。

参考 延滞税の計算方法

修正申告等により納付すべき本税の額（過少（無）申告加算税は除く。）から、次の算式により計算した延滞税の額が、千円以上の場合には、延滞税が課されます。

国税庁ホームページに必要事項を入力することで、延滞税の額を計算できるページを用意していますので御利用ください。

<https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/entaizei/keisan/entai.htm#keisan>



納付すべき本税の額 (注) 1	×	延滞税の割合 (注) 2	×	法定納期限の翌日から完納の日までの日数 (注) 3	=	延滞税の額 (100円未満の端数切捨て) (注) 4
--------------------	---	-----------------	---	------------------------------	---	----------------------------------

365

- (注) 1 本税額が1万円未満の場合には、延滞税を納付する必要はありません。
- 2 平成26年1月1日以後の延滞税の割合は、年単位(1/1~12/31)で次の割合を適用することになります。
- (1) 平成26年1月1日から令和2年12月31日までの期間に対応する延滞税の割合
- ・ 納期限の翌日から2月を経過する日までは、年「7.3%」と「特例基準割合(※) + 1%」のいずれか低い割合
 - ・ 納期限の翌日から2月を経過した日以後は、年「14.6%」と「特例基準割合(※) + 7.3%」のいずれか低い割合
- (※) 各年の前々年の10月から前年の9月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合に、年1%の割合を加算した割合
- (2) 令和3年1月1日以後の期間に対応する延滞税の割合
- ・ 納期限の翌日から2月を経過する日までは、年「7.3%」と「延滞税特例基準割合(※) + 1%」のいずれか低い割合
 - ・ 納期限の翌日から2月を経過した日以後は、年「14.6%」と「延滞税特例基準割合(※) + 7.3%」のいずれか低い割合
- (※) 各年の前々年の9月から前年の8月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の11月30日までに財務大臣が告示する割合に、年1%の割合を加算した割合
- 3 延滞税のかかる期間は、法定納期限の翌日から完納の日までです。
なお、確定申告書を提出してから1年を経過する日以後に修正申告書を提出する場合などには、延滞税の計算の基礎となる「期間(日数)」に特例が敷かれています。詳しくは税務署にお尋ねください。
- 4 計算した延滞税の額が1,000円以上であり、かつ、100円未満の端数があるときは、その100円未満の端数は切り捨ててください。

お尋ねのことについて、次のとおり回答します。

〒 _____

住所 _____

フリガナ _____

氏名 _____

1 ネット通販の販売取引等による収入（ネットオークション取引を含む）がありますか。（ はい ・ いいえ ）
 ※ 過去にあった場合も「はい」を選択してください。

2 1の質問で「はい」と答えられた方のみ、記入してください。

(1) 該当する取引等にチェックしてください。 ※ 複数該当する場合は、その全てをチェックしてください。

<input type="checkbox"/> ネット通販	<input type="checkbox"/> ネットトレード (FX等)
<input type="checkbox"/> ネットオークション	<input type="checkbox"/> シェアリングビジネス
<input type="checkbox"/> コンテンツ配信 (動画配信等)	<input type="checkbox"/> 暗号資産 (仮想通貨) 取引
<input type="checkbox"/> ネット広告 (アフィリエイト等)	<input type="checkbox"/> その他 ()

(2) 取引の内容等 (お分かりになる範囲で記入してください。)

取引年度	(開始)	年	月	日	～	(最終)	年	月	日
取引の内容									
	主な取引先 (取引相手名)	氏名・名称				住所・所在地			
		氏名・名称				住所・所在地			
氏名・名称					住所・所在地				
ネット通販の販売取引等 にかかる 個人所得及び所得金額 ※ 取引年度ごとに 記載してください。	取引年度	所得の種類 (事業・雑、給与等)	個人所得		必要経費の金額		所得金額 (個人所得に引いた金額)		
	令和4年		円		円	円			
	令和3年		円		円	円			
	令和2年		円		円	円			

(3) 給与収入やその他の収入がある方は記入してください。
 (既に申告されている収入以外の収入がある場合に記載してください。)

支払者の 氏名・名称	支払内容 (住所・所在地)	取引年度	所得の種類 (事業・雑、給与等)	個人所得	必要経費 (経費を差し引いた金額)	所得金額 (個人所得に引いた金額)
		令和		円	円	円
		令和		円	円	円
		令和		円	円	円

3 所得税等の確定 (修正) 申告書の税務署への提出状況について、該当する項目にチェックしてください。

既に提出済みである。 提出先税務署: _____ 税務署 提出した日付: 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日
 申告者 (氏名・名称): _____
 住所 (申告書記載の住所): _____
 上記のネット通販の販売取引等についても申告済である。

近日中に提出予定である。 提出予定時期: 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

提出していない。 → ご自身で申告等の手続きが必要です。申告方法等についてご相談が必要な場合には、連絡先へお問い合わせください。
 (提出していない理由)
 [_____]

お尋ねのことについて、次のとおり回答します。

〒 _____
 住所 _____
 〒 _____
 氏名 _____ 電話() _____

- 1 暗号資産の取引等による収入(暗号資産の証拠金取引(FX)を含む)がありますか。(はい・いいえ)
 ※ 過去にあった場合も「はい」を選択してください。

2 1の質問で「はい」と答えられた方のみ、記入してください。

(1) 該当する取引等にチェックしてください。 ※ 複数該当する場合は、その全てをチェックしてください。

<input type="checkbox"/> 暗号資産(仮想通貨)取引	<input type="checkbox"/> 暗号資産の証拠金取引(FX)
<input type="checkbox"/> コンテンツ配信(動画配信等)	<input type="checkbox"/> シェアリングビジネス
<input type="checkbox"/> ネットオークション	<input type="checkbox"/> ネット通販
<input type="checkbox"/> ネット広告(アフィリエイト等)	<input type="checkbox"/> その他()

(2) 取引の内容等(お分かりになる範囲で記入してください。)

取引年月日	(開始)	年	月	日	~	(最終)	年	月	日
取引の概要									
主な取引先 (取引先が複数ある)	氏名・名称				住所・所在地				
	氏名・名称				住所・所在地				
	氏名・名称				住所・所在地				
暗号資産の取引等にかかる 収入金額及び所得金額 (※ 取引年ごとに 記載してください)	取引内容	所得の種類 (事業・雑・給与など)	収入金額 (売却額)		必要経費 (売却手数料、手数料等)				
	令和4年	(内暗号資産FX:)	円	円	(内暗号資産FX:)	円			
	令和3年	(内暗号資産FX:)	円	円	(内暗号資産FX:)	円			
	令和2年	(内暗号資産FX:)	円	円	(内暗号資産FX:)	円			

(3) 給与収入やその他の収入がある方は記入してください。
 (既に申告されている収入以外の収入がある場合に記載してください。)

支払者の 氏名・名称	支払者の 住所・所在地	取引区分	所得の種類 (事業・雑・給与など)	収入金額	所得金額 (経費を控えた後の金額)	源泉徴収額 (無い場合は空白で記載)
		令和		円	円	円
		令和		円	円	円
		令和		円	円	円

3 所得税等の確定(修正)申告書の税務署への提出状況について、該当する項目にチェックしてください。

既に提出済みである。 提出先税務署: _____ 税務署 提出した日付: 令和 _____ 年 月 日
 申告者(氏名・名称): _____
 住所(申告書記載の住所): _____
 上記の暗号資産の取引等についても申告済である。

近日中に提出予定である。 提出予定時期: 令和 _____ 年 月 日

提出していない。一ご自身で申告等の手続きが必要です。申告方法等についてご相談が必要な場合には、連絡先へお問い合わせください。
 (提出していない理由)
 [_____]



● **副収入の申告漏れにご注意ください。**

※ネット通販の販売取引等に係る所得は、原則として、雑所得に該当します。

● **雑所得は、「公的年金等」・「業務」・「その他」に区分されます。**

● **インターネットを利用したオンラインショッピングによる所得**

(具体例)

ヤフーショッピングや楽天市場等を利用した販売取引による所得

⇒「業務に係る雑所得」に該当

令和4年分以後の所得税において、

・前々年の業務に係る収入金額が300万円を超える場合、現金預金取引等関係書類（作成・受領した請求書、領収書その他書類）を保存する必要があります。

・前々年の業務に係る収入金額が1,000万円を超える場合、その年分の確定申告書に収支内訳書を添付する必要があります。

● **ビットコインをはじめとする暗号資産の売却等による所得**

⇒「その他の雑所得」に該当

● **競馬等のギャンブルから生じた所得**

⇒原則、「一時所得」に該当

上記の所得を含め年末調整を受けた給与所得以外の所得が20万円以下の方は、**確定申告は不要です。**

医療費控除やふるさと納税（寄附金控除）などの適用を受ける場合は、所得が20万円以下であっても確定申告が必要です。



● **副収入の申告漏れにご注意ください。**

※ 暗号資産の取引に係る所得は、原則として、雑所得に該当します。

● **雑所得は、「公的年金等」・「業務」・「その他」に区分されます。**

● **ビットコインをはじめとする暗号資産の取引による所得**
(具体例)

- ① 暗号資産の売却や交換による所得
- ② 暗号資産の証拠金取引による所得

※ 暗号資産の証拠金取引は、申告分離課税ではなく、総合課税での申告となります。

⇒ 「**その他の雑所得**」に該当

※ 暗号資産に関する税務上の取扱いについては、国税庁HPをご覧ください。

URL:<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/shotoku/kakuteishinkokukankei/kasoutuka/index.htm>

● **原稿料、講演料又はネットオークションやフリーマーケットアプリなどを利用した個人取引による所得**

⇒ 「**業務に係る雑所得**」に該当

令和4年分以後の所得税において、

・前々年の業務に係る収入金額が300万円を超える場合、現金預金取引等関係書類（作成・受領した請求書、領収書その他書類）を保存する必要があります。

・前々年の業務に係る収入金額が1,000万円を超える場合、その年分の確定申告書に収支内訳書を添付する必要があります。

● **競馬等のギャンブルから生じた所得**

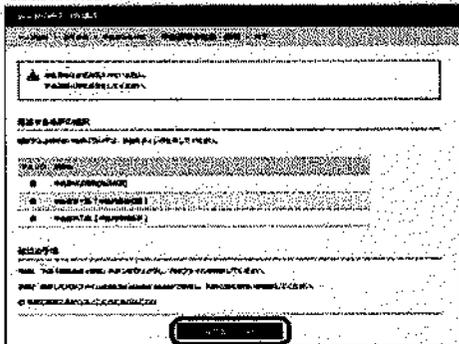
⇒原則、「**一時所得**」に該当

上記の所得を含め年末調整を受けた給与所得以外の所得が**20万円以下**の方は、

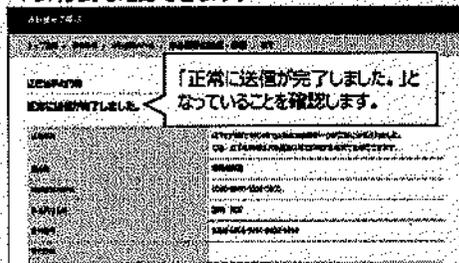
確定申告は不要です。

医療費控除やふるさと納税（寄附金控除）などの適用を受ける場合は、所得が20万円以下であっても**確定申告が必要**です。

STEP 4 送信



申告書送信前に、申告書の内容に誤りがないか、帳票を表示して確認します。「帳票表示・印刷」を選択すると、送信前の帳票をPDF形式で確認できます。



「正常に送信が完了しました。」となっていることを確認します。

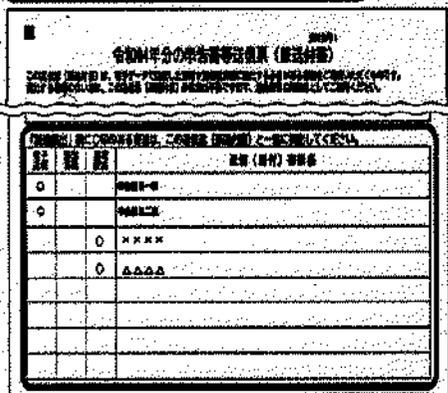


確認ができましたら、「送信する」を選択し、確定申告書データを送信します。

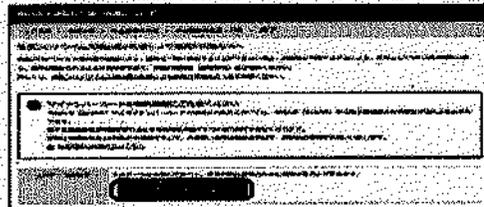


「帳票・印刷」ボタンを選択すると、送信後の帳票をPDF形式で確認できます。

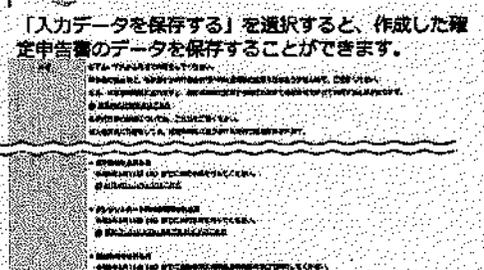
STEP 5 データ保存等



「申告書等送信票(兼送付書)」の「別途提出」欄に○印がある書類は、印刷した送信票(兼送付書)と合わせて提出先の税務署へ提出してください。



「入力データを保存する」を選択すると、作成した確定申告書のデータを保存することができます。



作成した確定申告書のデータに入力されている「第3期分の税額」を電子納税や金融機関等での窓口納付等の方法により、納付してください。

ネット通販の販売取引の申告が

別添9-1()

パソコンで簡単に作成できます

パソコンを使った申告のメリット

- ①自動計算で計算不要!
- ②自宅から申告できる!

申告の流れ

STEP 1 申告準備

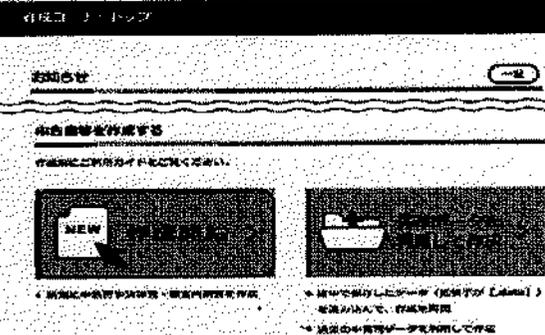
1-1 書類等の準備

- ネット通販の販売取引の収入金額や必要経費を年ごとに計算した書類等
- その他各種収入の書類(給与・公的年金等の源泉徴収票等)
- 年末調整で受けた所得控除の他に申告する所得控除(医療費控除・若附金控除等)がある場合には、その控除に関する書類

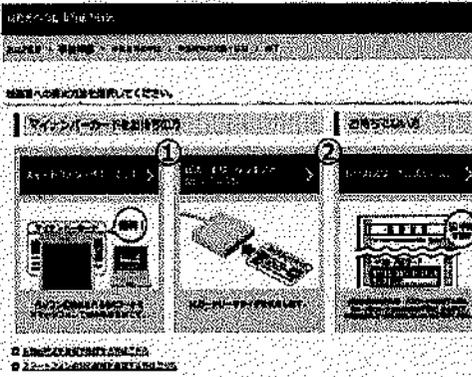
1-2 確定申告書等作成コーナーにアクセス

国税庁HP「確定申告書等作成コーナー」にアクセスし、「作成開始」を選択します。

URL: <https://www.keisan.nta.go.jp/kyoutu/ky/sm/top>

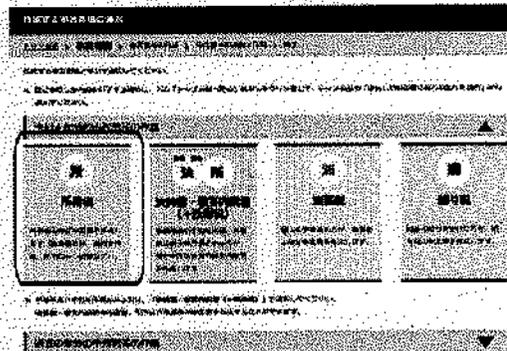


1-3 申告書の提出方式を確認



- 確定申告書の提出方法を選択します。
- ① マイナンバーカードとICカードリーダライタを使用してe-Taxで申告書を提出します。
- ② 税務署で発行されたID・PW方式の届出完了通知を使用してe-Taxで申告書を提出します。

1-4 作成する申告書等の選択



- 「令和4年分の申告書等の作成」を開き、「所得税」を選択します。
- 令和3年分の申告書等を作成する場合には、「過去の年分の申告書等の作成」を開き、「令和3年分」、「所得税」を選択します。
- ※ 青色申告決算書や収支内訳書を確定申告書等作成コーナーで作成する方は、「決算書・収支内訳書+(所得税)」を選択してください。

STEP 2 収入・所得金額の入力

「収入金額・所得金額の入力」で申告する収入を選択し、源泉徴収票等の内容を入力します。

収入の種類	収入金額
給与所得	収入する
雑所得	収入する
退職所得	収入する
雑所得	収入する

※ 「収入金額」欄には、以下の「取引データ例」を参考に年間の合計金額を入力します。

給与収入がある場合は「収入する」を選択します。
※給与収入の入力方法は、次頁を参照

ネット通販の販売取引の収入がある場合は「収入する」を選択します。

ネット通販の販売取引に係る所得（雑所得の入力画面）

①

収入の種類	収入金額
雑所得	収入する

②

収入の種類を選択し、「収入する」を選択します。

「雑所得（業務-その他）」の「収入する」を選択します。

「収入する」を選択します。

「種目」は、「その他」を選択し、表示された欄に「ネット通販」と入力します。
「業務に該当しますか?」については、「はい」を選択し、「現金主義による所得計算による特例の適用を受けますか?」については、「いいえ」を選択します。
※ 現金主義による所得計算による特例の適用を受けるためには、税務署への手続が必要です。

「収入金額」欄には、以下の「取引データ例」を参考に年間の合計金額を入力します。
また、「必要経費」欄には、「ネット通販の販売取引」に直接要した金額（仕入金額、配送料やインターネットの通信料等）を累計した合計金額を入力します。

他に申告する「副収入」がある場合は、「続けてもう1件入力する」を選択します。
すべての入力が終わった場合は、「入力内容の確認」を選択します。

【取引データ例】

品目	売上合計額	売上税		平均納期率	平均客単価
		売上税額	売上税額		
2022/1/1	24,000	9	17	9.00%	4,812
2022/1/2	48,000	11	23	9.00%	4,800
2022/1/3	24,000	8	19	9.00%	3,200
2022/12/28	13,000,000	28	18	9.00%	4,888
2022/12/30	7	17	32	9.00%	4,884
2022/12/31	13,000,000	18	40	9.00%	5,184
合計	13,000,000	1,729	8,873	9.00%	4,900

その他の所得がある場合には、各「所得の種類」の「入力する」を選択してください。

給与と所得がある場合の入力画面

①

収入の種類	収入金額
給与所得	収入する
雑所得	収入する
退職所得	収入する
雑所得	収入する

②

「給与と所得」の「収入する」を選択します。

「給与と所得」の「収入する」を選択します。

③

「給与と所得」の「収入する」を選択します。

例：年末調整済みの源泉徴収票の入力画面

④

「給与と所得」の「収入する」を選択します。

「給与と所得」の「収入する」を選択します。

C給与等の支払者から交付された「xmlデータ」をお持ちの方は、源泉徴収票の「xmlデータ」を読み込むことでその内容が自動入力されます。

STEP 3 その他入力

「医療費控除」や「寄附金控除」などがあれば、控除の種類ごとにを入力します。

注意!
確定申告を行う場合には、ふるさと納税ワンストップ特例の適用に関する申請書を提出している方であっても、すべての寄附先のふるさと納税の金額を寄附金控除額の計算に含める必要があります。

品目	金額	控除額
医療費	10,000	10,000
寄附金	5,000	5,000
雑所得	10,000	10,000
合計	25,000	25,000

STEP 4 送信

申告書送信前に、申告書の内容に誤りがないか、帳票を表示して確認します。「帳票表示・印刷」を選択すると、送信前の帳票をPDF形式で確認できます。

STEP 5 データ保存等

税額	適用(納付)金額
0	XXXX
0	XXXX
0	XXXX

「申告書等送信票(兼送付書)」の「別途提出」欄に○印がある欄は、印刷した送信票(兼送付書)と合わせて提出先の税務署へ提出してください。

確認ができましたら、「送信する」を選択し、確定申告書データを送信します。

「帳票・印刷」ボタンを選択すると、送信後の帳票をPDF形式で確認できます。

「入力データを保存する」を選択すると、作成した確定申告書のデータを保存することができます。

作成した確定申告書のデータが入力されている「第3期分の税額」を電子納税や金融機関等での窓口納付等の方法により、納付してください。

暗号資産(証拠金取引も含む)の別添9-2

パソコンで簡単に作成できます

パソコンを使った申告のメリット

- ①自動計算で計算不要!
- ②自宅から申告できる!

申告の流れ

STEP 1 申告準備

1-1 書類等の準備

- 暗号資産(証拠金取引を含む)の収入金額や必要経費の金額を証する書類
- その他各種収入の書類(給与・公的年金等の源泉徴収票等)
- 年末調整で受けた所得控除の他に申告する所得控除(医療費控除・寄附金控除等)がある場合には、その控除に関する書類

1-2 確定申告書等作成コーナーにアクセス

国税庁HP「確定申告書等作成コーナー」にアクセスし、「作成開始」を選択します。

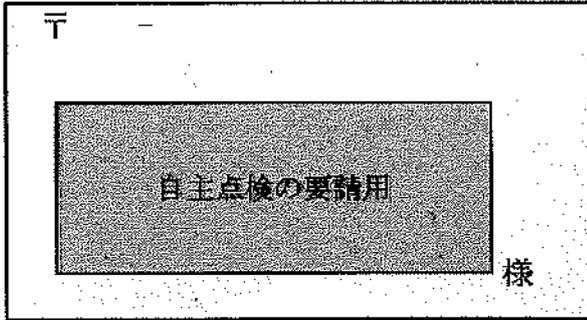
URL: <https://www.keisan.nta.go.jp/kyoutu/ky/sm/top>

1-3 申告書の提出方式を確認

- 確定申告書の提出方法を選択します。
- ① マイナンバーカードとICカードリーダーライターを使用してe-Taxで申告書を提出します。
- ② 税務署で発行されたID・PW方式の届出完了通知を使用してe-Taxで申告書を提出します。

1-4 作成する申告書等の選択

- 「令和4年分の申告書等の作成」を開き、「所得税」を選択します。
- 令和3年分の申告書等を作成する場合には、「過去の年分の申告書等の作成」を開き、「令和3年分」、「所得税」を選択します。
- ※ 青色申告決算書や収支内訳書を確定申告書等作成コーナーで作成する方は、「決算書・収支内訳書+所得税」を選択してください。



一連番号

令和 年 月 日

国税局長の
氏名の記載
及び局長印
の押印は省
略しています

東京国税局長

ネット通販の販売取引等から生じた所得についての確定申告書の見直し・確認について

税務行政につきましては、日頃からご協力いただきありがとうございます。

ネット通販の販売取引等から所得を得ている方の中には、当該取引について申告が必要な方がいます。

過日、ネット通販の販売取引等から生じた所得について申告漏れがないかの自主的な見直し・確認をお願いしておりましたが、期限までにご回答いただいております。

つきましては、過日ご提出いただいた確定申告書について、ネット通販の販売取引等から生じた所得について申告漏れがないかの自主的な見直し・確認をしていただき、同封した「ネット通販の販売取引等についての回答書」(別紙)に自主的な見直し・確認の結果をご記入の上、●月●日(●)までに同封の返信用封筒をご利用いただき提出をお願いします(このお願いは行政指導として行っているものです。)。

なお、見直し・確認の結果、ネット通販の販売取引等から生じた所得について、過日ご提出していただいた確定申告書に記載されていない場合で、納める税額が増加(還付税額が減少)する場合には、ご自身で誤りを是正するための修正申告書の提出が必要となります。

行政指導に基づきご自身で提出された修正申告書等については、調査に基づき提出される場合と異なり、過少申告加算税は課されません(当初の申告書が期限後に提出されている場合は、無申告加算税が課される場合がありますが、調査に基づき修正申告書を提出される場合の加算税率(15%)と異なり、10%低い加算税率(5%)となります。)。

※ 申告書(添付書類を含む。)や法定調書など各種情報に照らして必要があると認められる場合は、調査を実施する場合があります。この場合において、調査に基づき申告内容を是正することとなったときは、過少(無)申告加算税が課されることがあります。

※ 既に所要の手続がお済みの場合や、内容・手続などについてご不明な点がございましたら、担当者までご連絡ください。

連絡先	担当者	東京国税局業務センター武蔵府中分室 コール第●担当	電 話	●●●-●●●-●●●●
-----	-----	------------------------------	-----	--------------

※ 担当者にご連絡いただく際は、上記電話番号におかけください。受付時間は、9:00~17:00(土日祝日・年末年始を除く。)です。

この文書による行政指導の責任者は、表記の国税局長です。

修正申告書を提出されるに当たって

- 期限後申告書を提出した者が、修正申告書を提出した場合には、その修正申告により納付すべき税額のほか、無申告加算税及び延滞税が課される場合があります。
- 修正申告書を提出した場合には、その修正申告により納付すべき税額及び延滞税については、その修正申告書を提出した日までに、過少（無）申告加算税については、当該加算税に係る戻課決定通知書が発せられた日の翌日から起算して1月を超過する日までに納付しなければなりません。
- 修正申告書を提出した場合には、その修正申告に係る不服申立てはできません（過少（無）申告加算税の賦課決定処分については不服申立てをすることができます。）。
- 修正申告書を提出した場合には、更正の請求ができる期間内においては更正の請求をすることができます。
- 修正申告書の提出がその法定申告期限から1年を経過した日以後にされた場合で、その修正申告により新たに確定した部分の税額につき、一時に納付することができない理由があると認められること、その修正申告書の提出日までに申請があることなどの一定の要件を満たす場合は、その納付することができないと認められる金額を限度として、その納期限から1年以内の期間に限り、納税の猶予が受けられます。
- 納税の猶予が受けられない場合でも、修正申告書に係る国税を一時に納付することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあると認められること、その修正申告書の提出日から6月以内に申請があることなどの一定の要件を満たすときは、その申請の日等から1年以内の期間に限り、換価の猶予が受けられます。

参考 延滞税の計算方法

修正申告等により納付すべき本税の額（過少（無）申告加算税は除く。）から、次の算式により計算した延滞税の額が、千円以上の場合には、延滞税が課されます。

国税庁ホームページに必要事項を入力することで、延滞税の額を計算できるページを用意していますので御利用ください。

<https://www.nta.go.jp/taxes/nozoi/entaizei/keisan/entai.htm#keisan>



納付すべき本税の額 (注) 1	×	延滞税の割合 (注) 2	×	法定納期限の翌日から完納の日までの日数 (注) 3	=	延滞税の額 (100円未満の端数切捨て) (注) 4
--------------------	---	-----------------	---	------------------------------	---	----------------------------------

366

- (注) 1 本税額が1万円未満の場合には、延滞税を納付する必要はありません。
- 2 平成26年1月1日以後の延滞税の割合は、年単位（1/1～12/31）で次の割合を適用することになります。
- (1) 平成26年1月1日から令和2年12月31日までの期間に対応する延滞税の割合
 - ・ 納期限の翌日から2月を経過する日までは、年「7.3%」と「特例基準割合（※）+ 1%」のいずれか低い割合
 - ・ 納期限の翌日から2月を経過した日以後は、年「14.6%」と「特例基準割合（※）+ 7.3%」のいずれか低い割合
 - （※） 各年の前々年の10月から前年の9月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合に、年1%の割合を加算した割合
 - (2) 令和3年1月1日以後の期間に対応する延滞税の割合
 - ・ 納期限の翌日から2月を経過する日までは、年「7.3%」と「延滞税特例基準割合（※）+ 1%」のいずれか低い割合
 - ・ 納期限の翌日から2月を経過した日以後は、年「14.6%」と「延滞税特例基準割合（※）+ 7.3%」のいずれか低い割合
 - （※） 各年の前々年の9月から前年の8月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の11月30日までに財務大臣が告示する割合に、年1%の割合を加算した割合
- 3 延滞税のかかる期間は、法定納期限の翌日から完納の日までです。
- なお、確定申告書を提出してから1年を経過する日以後に修正申告書を提出する場合などには、延滞税の計算の基礎となる「期間（日数）」に特例が設けられています。詳しくは税務署にお尋ねください。
- 4 計算した延滞税の額が1,000円以上であり、かつ、100円未満の端数があるときは、その100円未満の端数は切り捨ててください。

〒 -

自主点検の要請用

様

一連番号

令和 年 月 日

国税局長の
氏名の記載
及び局長印
の押印は省
略しています

東京国税局長

暗号資産の取引等から生じた所得についての確定申告書の見直し・確認について

税務行政につきましては、日頃からご協力いただきありがとうございます。

過日、暗号資産の取引等から生じた所得について申告漏れがないかの自主的な見直し・確認をお願いしておりましたが、期限までにご回答いただいております。

つきましては、過日ご提出いただいた確定申告書について、暗号資産の取引等から生じた所得について申告漏れがないかを、同封した「暗号資産の取引等についての回答書」（別紙）にご記入の上、**●月●日（●）**までに同封の返信用封筒でご提出をお願いします（このお願いは行政指導として行っているものです。）。

なお、見直し・確認の結果、暗号資産の取引等から生じた所得について、過日ご提出していただいた確定申告書に記載されていない場合で、納める税額が増加（還付税額が減少）する場合には、ご自身で誤りを是正するための修正申告書の提出が必要となります。

行政指導に基づきご自身で提出された修正申告書等については、調査に基づき提出される場合と異なり、過少申告加算税は課されません（当初の申告書が期限後に提出されている場合は、無申告加算税が課される場合がありますが、調査に基づき修正申告書を提出される場合の加算税率（15%）と異なり、10%低い加算税率（5%）となります。）。

※ 申告書（添付書類を含む。）や法定調書など各種情報に照らして必要があると認められる場合は、調査を実施する場合があります。この場合において、調査に基づき申告内容を是正することとなったときは、過少（無）申告加算税が課されることがあります。

※ 既に所要の手続がお済みの場合や、内容・手続などについてご不明な点がございましたら、担当者までご連絡ください。

連絡先	担当者	東京国税局業務センター武蔵府中分室 コール第●担当	電 話	●●●-●●●-●●●●
-----	-----	------------------------------	-----	--------------

※ 担当者にご連絡いただく際は、上記電話番号におかけください。受付時間は、9:00~17:00（土日祝日・年末年始を除く。）です。

この文書による行政指導の責任者は、表記の国税局長です。

修正申告書を提出されるに当たって

- 期限後申告書を提出した者が、修正申告書を提出した場合には、その修正申告により納付すべき税額のほか、無申告加算税及び延滞税が課される場合があります。
- 修正申告書を提出した場合には、その修正申告により納付すべき税額及び延滞税については、その修正申告書を提出した日までに、過少(無)申告加算税については、当該加算税に係る賦課決定通知書が発せられた日の翌日から起算して1月を経過する日までに納付しなければなりません。
- 修正申告書を提出した場合には、その修正申告に係る不服申立てはできません(過少(無)申告加算税の賦課決定処分については不服申立てをすることができます。)
- 修正申告書を提出した場合には、更正の請求ができる期間内においては更正の請求をすることができます。
- 修正申告書の提出がその法定申告期限から1年を経過した日以後にされた場合で、その修正申告により新たに確定した部分の税額につき、一時に納付することができない理由があると認められること、その修正申告書の提出日までに申請があることなどの一定の要件を満たす場合は、その納付することができないと認められる金額を限度として、その納期限から1年以内の期間に限り、納税の滞りが受けられます。
- 納税の滞りが受けられない場合でも、修正申告書に係る国税を一時に納付することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあると認められること、その修正申告書の提出日から8月以内に申請があることなどの一定の要件を満たすときは、その申請の日等から1年以内の期間に限り、換償の滞りが受けられます。

参考 延滞税の計算方法

修正申告書により納付すべき本税の額(過少(無)申告加算税は除く。)から、次の算式により計算した延滞税の額が、千円以上の場合には、延滞税が課されます。

国税庁ホームページに必要事項を入力することで、延滞税の額を計算できるページを用意していますので御利用ください。

<https://www.nta.go.jp/taxes/nozai/entaisei/keisan/entai.htm#keisan>



$$\begin{array}{|c|} \hline \text{納付すべき本税の額} \\ \hline \text{(注) 1} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{延滞税の割合} \\ \hline \text{(注) 2} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{法定納期限の翌日から完} \\ \hline \text{納の日までの日数} \\ \hline \text{(注) 3} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{延滞税の額} \\ \hline \text{(100円未満の端数切捨て)} \\ \hline \text{(注) 4} \\ \hline \end{array}$$

365

- (注) 1 本税額が1万円未満の場合には、延滞税を納付する必要はありません。
- 2 平成26年1月1日以後の延滞税の割合は、年単位(1/1~12/31)で次の割合を適用することになります。
- 平成26年1月1日から令和2年12月31日までの期間に対応する延滞税の割合
 - ・ 納期限の翌日から2月を経過する日までは、年「7.3%」と「特例基準割合(※) + 1%」のいずれか低い割合
 - ・ 納期限の翌日から2月を経過した日以後は、年「14.6%」と「特例基準割合(※) + 7.3%」のいずれか低い割合
 - (※) 各年の前々年の10月から前年の9月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合に、年1%の割合を加算した割合
 - 令和3年1月1日以後の期間に対応する延滞税の割合
 - ・ 納期限の翌日から2月を経過する日までは、年「7.3%」と「延滞税特例基準割合(※) + 1%」のいずれか低い割合
 - ・ 納期限の翌日から2月を経過した日以後は、年「14.6%」と「延滞税特例基準割合(※) + 7.3%」のいずれか低い割合
 - (※) 各年の前々年の9月から前年の8月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の11月30日までに財務大臣が告示する割合に、年1%の割合を加算した割合
- 3 延滞税のかかる期間は、法定納期限の翌日から完納の日までです。
- なお、確定申告書を提出してから1年を経過する日後に修正申告書を提出する場合などには、延滞税の計算の基礎となる「期間(日数)」に特例が設けられています。詳しくは税務署にお尋ねください。
- 4 計算した延滞税の額が1,000円以上であり、かつ、100円未満の端数があるときは、その100円未満の端数は切り捨ててください。

〒 -
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">無申告（行政指導）用</div>
様

一連番号

令和 年 月 日

国税局長の
氏名の記載
及び局長印
の押印は省
略しています

東京国税局長

ネット通販の販売取引等から生じた所得についてのお尋ね

税務行政につきましては、日頃からご協力いただきありがとうございます。

過日、ネット通販の販売取引等から生じた所得について申告の必要がないか自主的な確認をお願いしてはいましたが、期限までにご回答いただいております。

つきましては、ネット通販の販売取引等から生じた所得について申告の必要がないかを、同封しております「ネット通販の販売取引等についての回答書」（別紙）にご記入の上、●月●日（●）までに同封の返信用封筒でご提出をお願いします（このお願いは行政指導として行っているものです。）。

なお、ご確認いただいた結果、確定申告が必要である場合には、ご自身で確定申告書の提出が必要となります。

このお尋ねの内容についてご不明な点などありましたら、担当者までお問い合わせください。

行政指導に基づきご自身で提出された確定申告書については、無申告加算税が課される場合がありますが、調査に基づき確定申告書を提出される場合の加算税率（15%）と異なり、10%低い加算税率（5%）となります。

- ※ 申告書（添付書類を含む。）や法定調査など各種情報に照らして必要があると認められる場合は、調査を実施する場合があります。この場合において、調査に基づき申告内容を是正することとなったときは、過少（無）申告加算税が課されることがあります。
- ※ 既に所要の手続がお済みの場合や、内容・手続などについてご不明な点がございましたら、担当者までご連絡ください。

連絡先	担当者	東京国税局業務センター武蔵府中分室 コール第●担当	電 話	●●●-●●●-●●●●
-----	-----	------------------------------	-----	--------------

※ 担当者にご連絡いただく際は、上記電話番号におかけください。受付時間は、9:00~17:00（土日祝日・年末年始を除く。）です。

この文書による行政指導の責任者は、表記の国税局長です。

期限後申告書を提出されるに当たって

- 期限後申告書を提出した場合には、その期限後申告により納付すべき税額及び延滞税については、その期限後申告書を提出した日までに、無申告加算税については当該加算税に係る賦課決定通知書が発せられた日の翌日から起算して1月を経過する日までに納付しなければなりません。
- 期限後申告書を提出した場合には、その期限後申告に係る不服申立てはできません（無申告加算税の賦課決定処分については不服申立てをすることができます。）。
- 期限後申告書を提出した場合には、更正の請求ができる期間内においては更正の請求をすることができます。
- 期限後申告書の提出がその法定申告期限から1年を経過した日以後にされた場合で、その期限後申告により新たに確定した部分の税額につき、一時に納付することができない理由があると認められること、その期限後申告書の提出日までに申請があることなどの一定の要件を満たす場合は、その納付することができないと認められる金額を限度として、その納期限から1年以内の期間に限り、納税の猶予が受けられます。
- 納税の猶予が受けられない場合でも、期限後申告書に係る国税を一時に納付することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあると認められること、その期限後申告書の提出日から6月以内に申請があることなどの一定の要件を満たすときは、その申請の日等から1年以内の期間に限り、換価の猶予が受けられます。

参考 延滞税の計算方法

修正申告等により納付すべき本税の額（過少（無）申告加算税は除く。）から、次の算式により計算した延滞税の額が、千円以上の場合には、延滞税が課されます。

国税庁ホームページに必要事項を入力することで、延滞税の額を計算できるページを用意していますので御利用ください。

<https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/entatzei/keisan/entai.htm#keisan>



納付すべき本税の額 (注) 1	×	延滞税の割合 (注) 2	×	法定納期限の翌日から完納の日までの日数 (注) 3	=	延滞税の額 (100円未満の端数切捨て) (注) 4
--------------------	---	-----------------	---	------------------------------	---	----------------------------------

365

(注) 1 本税額が1万円未満の場合には、延滞税を納付する必要はありません。

2 平成26年1月1日以後の延滞税の割合は、年単位（1/1～12/31）で次の割合を適用することになります。

(1) 平成26年1月1日から令和2年12月31日までの期間に対応する延滞税の割合

- ・ 納期限の翌日から2月を経過する日までは、年「7.3%」と「特例基準割合（※）+ 1%」のいずれか低い割合
 - ・ 納期限の翌日から2月を経過した日以後は、年「14.6%」と「特例基準割合（※）+ 7.3%」のいずれか低い割合
- （※） 各年の前々年の10月から前年の9月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合に、年1%の割合を加算した割合

(2) 令和3年1月1日以後の期間に対応する延滞税の割合

- ・ 納期限の翌日から2月を経過する日までは、年「7.3%」と「延滞税特例基準割合（※）+ 1%」のいずれか低い割合
- ・ 納期限の翌日から2月を経過した日以後は、年「14.6%」と「延滞税特例基準割合（※）+ 7.3%」のいずれか低い割合

（※） 各年の前々年の9月から前年の8月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の11月30日までに財務大臣が告示する割合に、年1%の割合を加算した割合

3 延滞税のかかる期間は、法定納期限の翌日から完納の日までです。

なお、確定申告書を提出してから1年を経過する日以後に修正申告書を提出する場合などには、延滞税の計算の基礎となる「期間（日数）」に特例が設けられています。詳しくは税務署にお尋ねください。

4 計算した延滞税の額が1,000円以上であり、かつ、100円未満の端数があるときは、その100円未満の端数は切り捨ててください。

〒 -

無申告（行政指導）用

様

一連番号

令和 年 月 日

国税局長の
氏名の記載
及び局長印
の押印は省
略しています

東京国税局長

暗号資産の取引等から生じた所得についてのお尋ね

税務行政につきましては、日頃からご協力いただきありがとうございます。

過日、暗号資産等の取引等から生じた所得について申告の必要がないか自主的な確認をお願いしておりましたが、期限までご回答いただいております。

つきましては、暗号資産の取引等から生じた所得について申告の必要がないかを、同封しております「暗号資産の取引等についての回答書」（別紙）にご記入の上、●月●日（●）までに同封の返信用封筒でご提出をお願いします（このお願いは行政指導として行っているものです。）。

なお、ご確認いただいた結果、確定申告が必要である場合には、ご自身で確定申告書の提出が必要となります。

このお尋ねの内容についてご不明な点などありましたら、担当者までお問い合わせください。

行政指導に基づきご自身で提出された確定申告書については、無申告加算税が課される場合がありますが、調査に基づき確定申告書を提出される場合の加算税率（15%）と異なり、10%低い加算税率（5%）となります。

- ※ 申告書（添付書類を含む。）や法定調書など各種情報に照らして必要があると認められる場合は、調査を実施する場合があります。この場合において、調査に基づき申告内容を是正することとなったときは、過少（無）申告加算税が課されることがあります。
- ※ 既に所要の手続きがお済みの場合や、内容・手続などについてご不明な点がございましたら、担当者までご連絡ください。

連絡先	担当者	東京国税局業務センター武蔵府中分室 コール第●担当	電 話	●●●-●●●-●●●●
-----	-----	------------------------------	-----	--------------

※ 担当者にご連絡いただく際は、上記電話番号におかけください。受付時間は、9:00~17:00（土日祝日・年末年始を除く。）です。

この文書による行政指導の責任者は、表記の国税局長です。

期限後申告書を提出されるに当たって

- 期限後申告書を提出した場合には、その期限後申告により納付すべき税額及び延滞税については、その期限後申告書を提出した日までに、無申告加算税については当該加算税に係る賦課決定通知書が寄せられた日の翌日から起算して1月を経過する日までに納付しなければなりません。
- 期限後申告書を提出した場合には、その期限後申告に係る不服申立てはできません（無申告加算税の賦課決定処分については不服申立てをすることができます。）。
- 期限後申告書を提出した場合には、更正の請求ができる期間内においては更正の請求をすることができます。
- 期限後申告書の提出がその法定申告期限から1年を経過した日以後にされた場合で、その期限後申告により新たに確定した部分の税額につき、一時に納付することができない理由があると認められること、その期限後申告書の提出日までに申請があることなどの一定の要件を満たす場合は、その納付することができないと認められる金額を限度として、その納期限から1年以内の期間に限り、納税の猶予が受けられます。
- 納税の猶予が受けられない場合でも、期限後申告書に係る国税を一時に納付することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあると認められること、その期限後申告書の提出日から6月以内に申請があることなどの一定の要件を満たすときは、その申請の日等から1年以内の期間に限り、換金の猶予が受けられます。

参考 延滞税の計算方法

修正申告等により納付すべき本税の額（過少（無）申告加算税は除く。）から、次の算式により計算した延滞税の額が、千円以上の場合には、延滞税が課されます。

国税庁ホームページに必要事項を入力することで、延滞税の額を計算できるページを用意していますので御利用ください。

<https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/entaizei/keisan/entai.htm#keisan>



納付すべき本税の額 (注) 1	×	延滞税の割合 (注) 2	×	法定納期限の翌日から完納の日までの日数 (注) 3	=	延滞税の額 (100円未満の端数切捨て) (注) 4
365						

- (注) 1 本税額が1万円未満の場合には、延滞税を納付する必要はありません。
- 2 平成26年1月1日以後の延滞税の割合は、年単位（1/1～12/31）で次の割合を適用することになります。
- (1) 平成26年1月1日から令和2年12月31日までの期間に対応する延滞税の割合
 - ・ 納期限の翌日から2月を経過する日までは、年「7.3%」と「特例基準割合（※）+ 1%」のいずれか低い割合
 - ・ 納期限の翌日から2月を経過した日以後は、年「14.6%」と「特例基準割合（※）+ 7.3%」のいずれか低い割合

（※） 各年の前々年の10月から前年の9月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合に、年1%の割合を加算した割合
 - (2) 令和3年1月1日以後の期間に対応する延滞税の割合
 - ・ 納期限の翌日から2月を経過する日までは、年「7.3%」と「延滞税特例基準割合（※）+ 1%」のいずれか低い割合
 - ・ 納期限の翌日から2月を経過した日以後は、年「14.6%」と「延滞税特例基準割合（※）+ 7.3%」のいずれか低い割合

（※） 各年の前々年の9月から前年の8月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の11月30日までに財務大臣が告示する割合に、年1%の割合を加算した割合
- 3 延滞税のかかる期間は、法定納期限の翌日から完納の日までです。
なお、確定申告書を提出してから1年を経過する日以後に修正申告書を提出する場合などには、延滞税の計算の基礎となる「期間（日数）」に特例が設けられています。詳しくは税務署にお尋ねください。
- 4 計算した延滞税の額が1,000円以上であり、かつ、100円未満の端数があるときは、その100円未満の端数は切り捨ててください。

一連番号

令和 年 月 日

様

東京国税局長

国税局長の 氏名の記載 及び局長印 の押印は省 略しています
--

確定申告書の提出について

税務行政につきましては、日頃からご協力いただきありがとうございます。

さて、過日ご回答をいただきました「ネット通販の販売取引等についての回答書」の内容を確認させていただいたところ、あなたの令和 年分の所得税(及び復興特別所得税)について、確定申告が必要と思われます。

つきましては、あなたの令和 年分の所得状況について、再度ご確認いただき、申告が必要な場合には確定申告書を作成の上、 月 日 () までに、ご提出いただきますようお願いいたします(このお願いは行政指導として行っているものです。)

なお、申告書の作成に当たっては、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を是非、ご利用ください。

また、申告書の作成方法等について、ご不明な点などがございましたら、担当者までお問い合わせください。

おって、確定申告が不要な場合や既に申告書の提出がお済みの場合は、お手数ですが担当者までその旨のご連絡をお願いします。

行政指導に基づきご自身で提出された確定申告書については、無申告加算税が課される場合がありますが、**調査に基づき確定申告書を提出される場合の加算税率(15%)と異なり、10%低い加算税率(5%)となります。**

※ 申告書(添付書類を含む。)や法定調書など各種情報に照らして必要があると認められる場合は、調査を実施する場合があります。この場合において、調査に基づき、申告内容を是正することとなったときは、過少(無)申告加算税が課されることがあります。

※ ご本人以外からのお問い合わせには、お答えできない場合もありますのであらかじめご了承ください。

連絡先	担当者	東京国税局業務センター武蔵府中分室 コール第●担当	電話	●●●-●●●-●●●●
-----	-----	------------------------------	----	--------------

※ 担当者にご連絡いただく際は、上記電話番号におかけください。受付時間は、9:00~17:00(土日祝日・年末年始を除く。)です。

この文書による行政指導の責任者は、表記の国税局長です。

期限後申告書を提出されるに当たって

- 期限後申告書を提出した場合には、その期限後申告により納付すべき税額及び延滞税については、その期限後申告書を提出した日までに、無申告加算税については当該加算税に係る賦課決定通知書が発せられた日の翌日から起算して1月を経過する日までに納付しなければなりません。
- 期限後申告書を提出した場合には、その期限後申告に係る不服申立てはできません（無申告加算税の賦課決定処分については不服申立てをすることができます。）。
- 期限後申告書を提出した場合には、更正の請求ができる期間内においては更正の請求をすることができます。
- 期限後申告書の提出がその法定申告期限から1年を経過した日以後にされた場合で、その期限後申告により新たに確定した部分の税額につき、一時に納付することができない理由があると認められること、その期限後申告書の提出日までに申請があることなどの一定の要件を満たす場合は、その納付することができないと認められる金額を限度として、その納期限から1年以内の期間に限り、納税の猶予が受けられます。
- 納税の猶予が受けられない場合でも、期限後申告書に係る国税を一時に納付することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあると認められること、その期限後申告書の提出日から8月以内に申請があることなどの一定の要件を満たすときは、その申請の日等から1年以内の期間に限り、換金の猶予が受けられます。

参考 延滞税の計算方法

修正申告等により納付すべき本税の額（過少（無）申告加算税は除く。）から、次の算式により計算した延滞税の額が、千円以上の場合には、延滞税が課されます。

国税庁ホームページに必要事項を入力することで、延滞税の額を計算できるページを用意していますので御利用ください。

<https://www.nta.go.jp/taxes/nozai/entaizei/keisan/entai.htm#keisan>



納付すべき本税の額 (注) 1	×	延滞税の割合 (注) 2	×	法定納期限の翌日から完納の日までの日数 (注) 3	=	延滞税の額 (100円未満の端数切捨て) (注) 4
--------------------	---	-----------------	---	------------------------------	---	----------------------------------

365

- (注) 1 本税額が1万円未満の場合には、延滞税を納付する必要はありません。
- 2 平成26年1月1日以後の延滞税の割合は、年単位（1/1～12/31）で次の割合を適用することになります。
- (1) 平成26年1月1日から令和2年12月31日までの期間に対応する延滞税の割合
 - ・ 納期限の翌日から2月を経過する日までは、年「7.3%」と「特例基準割合（※）+ 1%」のいずれか低い割合
 - ・ 納期限の翌日から2月を経過した日以後は、年「14.6%」と「特例基準割合（※）+ 7.3%」のいずれか低い割合
 - （※） 各年の前々年の10月から前年の9月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合に、年1%の割合を加算した割合
 - (2) 令和3年1月1日以後の期間に対応する延滞税の割合
 - ・ 納期限の翌日から2月を経過する日までは、年「7.3%」と「延滞税特例基準割合（※）+ 1%」のいずれか低い割合
 - ・ 納期限の翌日から2月を経過した日以後は、年「14.6%」と「延滞税特例基準割合（※）+ 7.3%」のいずれか低い割合
 - （※） 各年の前々年の9月から前年の8月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の11月30日までに財務大臣が告示する割合に、年1%の割合を加算した割合
- 3 延滞税のかかる期間は、法定納期限の翌日から完納の日までです。
 なお、確定申告書を提出してから1年を経過する日以後に修正申告書を提出する場合などには、延滞税の計算の基礎となる「期間（日数）」に特例が設けられています。詳しくは税務署にお尋ねください。
- 4 計算した延滞税の額が1,000円以上であり、かつ、100円未満の端数があるときは、その100円未満の端数は切り捨ててください。

令和 年 月 日

様

東京国税局長

国税局長の 氏名の記載 及び局長印 の押印は省 略しています
--

確定申告書の提出について

税務行政につきましては、日頃からご協力いただきありがとうございます。

さて、過日ご回答をいただきました「暗号資産の取引等についての回答書」の内容を確認させていただいたところ、あなたの令和 年分の所得税(及び復興特別所得税)について、確定申告が必要と思われます。

つきましては、あなたの令和 年分の所得状況について、再度ご確認いただき、申告が必要な場合には確定申告書を作成の上、 月 日 () までに、ご提出いただきますようお願いいたします(このお願いは行政指導として行っているものです。)

なお、申告書の作成に当たっては、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を是非、ご利用ください。

また、申告書の作成方法等について、ご不明な点などがございましたら、担当者までお問い合わせください。

おって、確定申告が不要な場合や既に申告書の提出がお済みの場合は、お手数ですが担当者までその旨のご連絡をお願いします。

行政指導に基づきご自身で提出された確定申告書については、無申告加算税が課される場合がありますが、**調査に基づき確定申告書を提出される場合の加算税率(15%)と異なり、10%低い加算税率(5%)となります。**

※ 申告書(添付書類を含む。)や法定調書など各種情報に照らして必要があると認められる場合は、調査を実施する場合があります。この場合において、調査に基づき、申告内容を是正することとなったときは、過少(無)申告加算税が課される場合があります。

※ ご本人以外からのお問い合わせには、お答えできない場合もありますのであらかじめご了承ください。

連絡先	担当者	東京国税局業務センター武蔵府中分室 コール第●担当	電話	●●●●-●●●●-●●●●
-----	-----	------------------------------	----	----------------

※ 担当者にご連絡いただく際は、上記電話番号におかけください。受付時間は、9:00~17:00(土日祝日・年末年始を除く。)です。

この文書による行政指導の責任者は、表記の国税局長です。

期限後申告書を提出されるに当たって

- 期限後申告書を提出した場合には、その期限後申告により納付すべき税額及び延滞税については、その期限後申告書を提出した日までに、無申告加算税については当該加算税に係る賦課決定通知書が発せられた日の翌日から起算して1月を経過する日までに納付しなければなりません。
- 期限後申告書を提出した場合には、その期限後申告に係る不服申立てはできません（無申告加算税の賦課決定処分については不服申立てをすることができます。）。
- 期限後申告書を提出した場合には、更正の請求ができる期間内においては更正の請求をすることができます。
- 期限後申告書の提出がその法定申告期限から1年を経過した日以後にされた場合で、その期限後申告により新たに確定した部分の税額につき、一時に納付することができない理由があると認められること、その期限後申告書の提出日までに申請があることなどの一定の要件を満たす場合は、その納付することができないと認められる金額を限度として、その納期限から1年以内の期間に限り、納税の猶予が受けられます。
- 納税の猶予が受けられない場合でも、期限後申告書に係る国税を一時に納付することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあると認められること、その期限後申告書の提出日から6月以内に申請があることなどの一定の要件を満たすときは、その申請の日等から1年以内の期間に限り、換価の猶予が受けられます。

参考 延滞税の計算方法

修正申告等により納付すべき本税の額（過少（無）申告加算税は除く。）から、次の算式により計算した延滞税の額が、千円以上の場合には、延滞税が課されます。

国税庁ホームページに必要事項を入力することで、延滞税の額を計算できるページを用意していますので御利用ください。

<https://www.nta.go.jp/taxes/nozai/entaizei/keisan/entai.htm#keisan>



$$\begin{array}{|c|} \hline \text{納付すべき本税の額} \\ \hline \text{(注) 1} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{延滞税の割合} \\ \hline \text{(注) 2} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{法定納期限の翌日から完} \\ \hline \text{納の日までの日数} \\ \hline \text{(注) 3} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{延滞税の額} \\ \hline \text{(100円未満の端数切捨て)} \\ \hline \text{(注) 4} \\ \hline \end{array}$$

366

- (注) 1 本税額が1万円未満の場合には、延滞税を納付する必要はありません。
- 2 平成26年1月1日以後の延滞税の割合は、年単位（1/1～12/31）で次の割合を適用することになります。
- (1) 平成28年1月1日から令和2年12月31日までの期間に対応する延滞税の割合
- ・ 納期限の翌日から2月を経過する日までは、年「7.3%」と「特例基準割合（※）+ 1%」のいずれか低い割合
 - ・ 納期限の翌日から2月を経過した日以後は、年「14.6%」と「特例基準割合（※）+ 7.3%」のいずれか低い割合
- （※） 各年の前々年の10月から前年の9月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合に、年1%の割合を加算した割合
- (2) 令和3年1月1日以後の期間に対応する延滞税の割合
- ・ 納期限の翌日から2月を経過する日までは、年「7.3%」と「延滞税特例基準割合（※）+ 1%」のいずれか低い割合
 - ・ 納期限の翌日から2月を経過した日以後は、年「14.6%」と「延滞税特例基準割合（※）+ 7.3%」のいずれか低い割合
- （※） 各年の前々年の9月から前年の8月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の11月30日までに財務大臣が告示する割合に、年1%の割合を加算した割合
- 3 延滞税のかかる期間は、法定納期限の翌日から完納の日までです。
- なお、確定申告書を提出してから1年を経過する日以後に修正申告書を提出する場合などには、延滞税の計算の基礎となる「期間（日数）」に特例が設けられています。詳しくは税務署にお尋ねください。
- 4 計算した延滞税の額が1,000円以上であり、かつ、100円未満の端数があるときは、その100円未満の端数は切り捨ててください。

一連番号

令和 年 月 日

様

東京国税局長

国税局長の
氏名の記載
及び局長印
の押印は省
略しています

修正申告書の送付について

税務行政につきましては、日頃からご協力いただきありがとうございます。

さて、先日電話にて見直し確認をお願いした際に説明させていただきましたとおり、下記
□印の書類を送付いたしますので、必要事項を記入していただき、●月●日(●)までに同
封の返信用封筒にて提出していただきますようお願いいたします(このお願いは、行政指導として
行っているものです。)

なお、ご不明な点などがございましたら、下記の担当者までお問い合わせください。

記

(送付書類)

- 年分 の修正申告書(提出用及び控用)
※ 「提出用」は、住所・氏名・個人番号等必要事項を記入の上、返信用封筒にてお早
めにご返送願います。
なお、「控用」は、お手元で保管するようお願いいたします。
- 返信用封筒
 納付書

行政指導に基づきご自身で提出された修正申告書については、**調査に基づき是正される場合と
異なり、過少申告加算税は課されません**(当初の申告書が期限後に提出されている場合は、無申
告加算税が課される場合がありますが、**調査に基づき修正申告書を提供される場合の加算税率
(15%)と異なり、10%低い加算税率(5%)となります。**)

※ 申告書(添付書類を含む。)や法定調査など各種情報に照らして必要があると認められる場合は、調査を実施するときに
あります。この場合において、調査に基づき、申告内容を是正することとなったときは、過少(無)申告加算税が課されること
があります。

※ ご本人以外からのお問い合わせには、お答えできない場合もありますのであらかじめご了承ください。

連絡先	担当者	東京国税局業務センター武蔵府中分室 コール第●担当	電 話	●●●●-●●●●-●●●●
-----	-----	------------------------------	-----	----------------

※ 担当者にご連絡いただく際は、上記電話番号におかけください。受付時間は、平日の9:00~17:00です。

この文書による行政指導の責任者は、表記の国税局長です。

修正申告書を提出されるに当たって

- 期後申告書を提出した者が、修正申告書を提出した場合には、その修正申告により納付すべき税額のほか、無申告加算税及び延滞税が課される場合があります。
- 修正申告書を提出した場合には、その修正申告により納付すべき税額及び延滞税については、その修正申告書を提出した日までに、過少(無)申告加算税については、当該加算税に係る課税決定通知書が送られた日の翌日から起算して1月を経過する日までに納付しなければなりません。
- 修正申告書を提出した場合には、その修正申告に係る不服申立てはできません(過少(無)申告加算税の課税決定処分については不服申立てをすることができます。)
- 修正申告書を提出した場合には、更正の請求ができる期間内においては更正の請求をすることができます。
- 修正申告書の提出がその法定申告期限から1年を経過した日以後にされた場合で、その修正申告により新たに確定した部分の税額につき、一時に納付することができない理由があると認められること、その修正申告書の提出日までに申請があることなどの一定の要件を満たす場合は、その納付することができないと認められる金額を限度として、その納期限から1年以内の期間に限り、納税の猶予が受けられます。
- 納税の猶予が受けられない場合でも、修正申告書に係る国税を一時に納付することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあると認められること、その修正申告書の提出日から6月以内に申請があることなどの一定の要件を満たすときは、その申請の日等から1年以内の期間に限り、換算の猶予が受けられます。

参考 延滞税の計算方法

修正申告等により納付すべき本税の額(過少(無)申告加算税は除く。)から、次の算式により計算した延滞税の額が、千円以上の場合には、延滞税が課されます。

国税庁ホームページに必要事項を入力することで、延滞税の額を計算できるページを用意していますので御利用ください。

<https://www.nta.go.jp/taxes/003/ai/entaisai/keisan/entai.htm#keisan>



$$\begin{array}{|c|} \hline \text{納付すべき本税の額} \\ \hline \text{(注) 1} \\ \hline \end{array}
 \times
 \begin{array}{|c|} \hline \text{延滞税の割合} \\ \hline \text{(注) 2} \\ \hline \end{array}
 \times
 \begin{array}{|c|} \hline \text{法定納期限の翌日から完} \\ \hline \text{納の日までの日数} \\ \hline \text{(注) 3} \\ \hline \end{array}
 =
 \begin{array}{|c|} \hline \text{延滞税の額} \\ \hline \text{(100円未満の端数切捨て)} \\ \hline \text{(注) 4} \\ \hline \end{array}$$

365

(注) 1 本税額が1万円未満の場合には、延滞税を納付する必要はありません。

2 平成26年1月1日以後の延滞税の割合は、年単位(1/1~12/31)で次の割合を適用することになります。

(1) 平成26年1月1日から令和2年12月31日までの期間に対応する延滞税の割合

- ・ 納期限の翌日から2月を経過する日までは、年「7.3%」と「特例基準割合(※) + 1%」のいずれか低い割合
 - ・ 納期限の翌日から2月を経過した日以後は、年「14.6%」と「特例基準割合(※) + 7.3%」のいずれか低い割合
- (※) 各年の前々年の10月から前年の9月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合に、年1%の割合を加算した割合

(2) 令和3年1月1日以後の期間に対応する延滞税の割合

- ・ 納期限の翌日から2月を経過する日までは、年「7.3%」と「延滞税特例基準割合(※) + 1%」のいずれか低い割合
 - ・ 納期限の翌日から2月を経過した日以後は、年「14.6%」と「延滞税特例基準割合(※) + 7.3%」のいずれか低い割合
- (※) 各年の前々年の9月から前年の8月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の11月30日までに財務大臣が告示する割合に、年1%の割合を加算した割合

3 延滞税のかかる期間は、法定納期限の翌日から完納の日までです。

なお、確定申告書を提出してから1年を経過する日以後に修正申告書を提出する場合などには、延滞税の計算の基礎となる「期間(日数)」に特例が設けられています。詳しくは税務署にお尋ねください。

4 計算した延滞税の額が1,000円以上であり、かつ、100円未満の端数があるときは、その100円未満の端数は切り捨ててください。

一連番号

令和 年 月 日

様

東京国税局長

国税局長の氏名の記載及び局長印の押印は省略しています

修正申告書の送付について

税務行政につきましては、日頃からご協力いただきありがとうございます。

さて、過日ご回答をいただきました「ネット通販の販売取引等についての回答書」の内容を確認させていただいたところ、あなたの令和●年分の所得税(及び復興特別所得税)について、修正申告が必要と思われます。

つきましては、下記□印の書類を送付いたしますので、必要事項を記入していただき、●月●日(●)までに同封の返信用封筒にて提出していただきますようお願いいたします(このお願いは、行政指導として行っているものです。)

なお、ご不明な点などがございましたら、下記の担当者までお問合せください。

記

(送付書類)

- 令和●年分 の修正申告書(提出用及び控用)
※ 「提出用」は、住所・氏名・個人番号等必要事項を記入の上、返信用封筒にてお早めにご返送願います。
なお、「控用」は、お手元で保管するようお願いいたします。
- 返信用封筒
- 納付書
-
-

行政指導に基づきご自身で提出された修正申告書については、調査に基づき是正される場合と異なり、過少申告加算税は課されません(当初の申告書が期限後に提出されている場合は、無申告加算税が課される場合がありますが、調査に基づき修正申告書を提供される場合の加算税率(15%)と異なり、10%低い加算税率(5%)となります。)

※ 申告書(添付書類を含む。)や法定調査など各種情報に照らして必要があると認められる場合は、調査を実施する場合があります。この場合において、調査に基づき、申告内容を是正することとなったときは、過少(無)申告加算税が課されることがあります。
※ ご本人以外からのお問い合わせには、お答えできない場合もありますのであらかじめご了承ください。

連絡先	担当者	東京国税局業務センター武蔵府中分室 コール第●担当	電話	●●●-●●●-●●●●
-----	-----	------------------------------	----	--------------

※ 担当者にご連絡いただく際は、上記電話番号におかけください。受付時間は、9:00~17:00(土日祝日・年末年始を除く。)です。
この文書による行政指導の責任者は、表記の国税局長です。

修正申告書を提出されるに当たって

- 期限後申告書を提出した者が、修正申告書を提出した場合には、その修正申告により納付すべき税額のほか、無申告加算税及び延滞税が課される場合があります。
- 修正申告書を提出した場合には、その修正申告により納付すべき税額及び延滞税については、その修正申告書を提出した日までに、過少（無）申告加算税については、当該加算税に係る賦課決定通知書が発せられた日の翌日から起算して1月を経過する日までに納付しなければなりません。
- 修正申告書を提出した場合には、その修正申告に係る不服申立てはできません（過少（無）申告加算税の賦課決定処分については不服申立てをすることができます。）。
- 修正申告書を提出した場合には、更正の請求ができる期間内においては更正の請求をすることができます。
- 修正申告書の提出がその法定申告期限から1年を経過した日以後にされた場合で、その修正申告により新たに確定した部分の税額につき、一時に納付することができない理由があると認められること、その修正申告書の提出日までに申請があることなどの一定の要件を満たす場合は、その納付することができないと認められる金額を限度として、その納期限から1年以内の期間に限り、納税の猶予が受けられます。
- 納税の猶予が受けられない場合でも、修正申告書に係る国税を一時に納付することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあると認められること、その修正申告書の提出日から6月以内に申請があることなどの一定の要件を満たすときは、その申請の日等から1年以内の期間に限り、換金の猶予が受けられます。

参考 延滞税の計算方法

修正申告等により納付すべき本税の額（過少（無）申告加算税は除く。）から、次の算式により計算した延滞税の額が、千円以上の場合には、延滞税が課されます。

国税庁ホームページに必要事項を入力することで、延滞税の額を計算できるページを用意していますので御利用ください。

<https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/entaizei/keisan/entai.htm#keisan>



$$\begin{array}{|c|} \hline \text{納付すべき本税の額} \\ \hline \text{(注) 1} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{延滞税の割合} \\ \hline \text{(注) 2} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{法定納期限の翌日から完} \\ \hline \text{納の日までの日数} \\ \hline \text{(注) 3} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{延滞税の額} \\ \hline \text{(100円未満の端数切捨て)} \\ \hline \text{(注) 4} \\ \hline \end{array}$$

365

- (注) 1 本税額が1万円未満の場合には、延滞税を納付する必要はありません。
- 2 平成26年1月1日以後の延滞税の割合は、年単位（1/1～12/31）で次の割合を適用することになります。
- (1) 平成28年1月1日から令和2年12月31日までの期間に対応する延滞税の割合
 - ・ 納期限の翌日から2月を経過する日までは、年「7.3%」と「特例基準割合（※）+ 1%」のいずれか低い割合
 - ・ 納期限の翌日から2月を経過した日以後は、年「14.6%」と「特例基準割合（※）+ 7.3%」のいずれか低い割合

（※） 各年の前々年の10月から前年の9月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合に、年1%の割合を加算した割合
 - (2) 令和3年1月1日以後の期間に対応する延滞税の割合
 - ・ 納期限の翌日から2月を経過する日までは、年「7.3%」と「延滞税特例基準割合（※）+ 1%」のいずれか低い割合
 - ・ 納期限の翌日から2月を経過した日以後は、年「14.6%」と「延滞税特例基準割合（※）+ 7.3%」のいずれか低い割合

（※） 各年の前々年の9月から前年の8月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の11月30日までに財務大臣が告示する割合に、年1%の割合を加算した割合
- 3 延滞税のかかる期間は、法定納期限の翌日から完納の日までです。
- なお、確定申告書を提出してから1年を経過する日以後に修正申告書を提出する場合などには、延滞税の計算の基礎となる「期間（日数）」に特例が設けられています。詳しくは税務署にお尋ねください。
- 4 計算した延滞税の額が1,000円以上であり、かつ、100円未満の端数があるときは、その100円未満の端数は切り捨ててください。

様

東京国税局長

国税局長の
氏名の記載
及び局長印
の押印は省
略しています

修正申告書の送付について

税務行政につきましては、日頃からご協力いただきありがとうございます。

さて、過日ご回答をいただきました「暗号資産の取引等についての回答書」の内容を確認させていただいたところ、あなたの令和●年分の所得税(及び復興特別所得税)について、修正申告が必要と思われます。

つきましては、下記□印の書類を送付いたしますので、必要事項を記入していただき、
●月●日(●)までに同封の返信用封筒にて提出していただきますようお願いいたします(このお願いは、行政指導として行っているものです。)

なお、ご不明な点などがございましたら、下記の担当者までお問い合わせください。

記

(送付書類)

- 令和●年分 の修正申告書(提出用及び控用)
※ 「提出用」は、住所・氏名・個人番号等必要事項を記入の上、返信用封筒にてお早めにご返送願います。
なお、「控用」は、お手元で保管するようお願いいたします。
- 返信用封筒
- 納付書
-
-

行政指導に基づきご自身で提出された修正申告書については、調査に基づき是正される場合と異なり、過少申告加算税は課されません(当初の申告書が期限後に提出されている場合は、無申告加算税が課される場合がありますが、調査に基づき修正申告書を提供される場合の加算税率(15%)と異なり、10%低い加算税率(5%)となります。)

※ 申告書(添付書類を含む。)や法定調査など各種情報に照らして必要があると認められる場合は、調査を実施する場合があります。この場合において、調査に基づき、申告内容を是正することとなったときは、過少(無)申告加算税が課されることがあります。

※ ご本人以外からのお問い合わせには、お答えできない場合もありますのであらかじめご了承ください。

連絡先	担当者	東京国税局業務センター武蔵府中分室 コール第●担当	電話	●●●-●●●-●●●●
-----	-----	------------------------------	----	--------------

※ 担当者にご連絡いただく際は、上記電話番号におかけください。受付時間は、9:00~17:00(土日祝日・年末年始を除く。)です。

この文書による行政指導の責任者は、表記の国税局長です。

修正申告書を提出されるに当たって

- 期限後申告書を提出した者が、修正申告書を提出した場合には、その修正申告により納付すべき税額のほか、無申告加算税及び延滞税が課される場合があります。
- 修正申告書を提出した場合には、その修正申告により納付すべき税額及び延滞税については、その修正申告書を提出した日までに、過少（無）申告加算税については、当該加算税に係る賦課決定通知書が発せられた日の翌日から起算して1月を経過する日までに納付しなければなりません。
- 修正申告書を提出した場合には、その修正申告に係る不服申立てはできません（過少（無）申告加算税の賦課決定処分については不服申立てをすることができます。）。
- 修正申告書を提出した場合には、更正の請求ができる期間内においては更正の請求をすることができます。
- 修正申告書の提出がその法定申告期限から1年を経過した日以後にされた場合で、その修正申告により新たに確定した部分の税額につき、一時に納付することができない理由があると認められること、その修正申告書の提出日までに申請があることなどの一定の要件を満たす場合は、その納付することができないと認められる金額を限度として、その納期限から1年以内の期間に限り、納税の猶予が受けられます。
- 納税の猶予が受けられない場合でも、修正申告書に係る国税を一時に納付することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあると認められること、その修正申告書の提出日から6月以内に申請があることなどの一定の要件を満たすときは、その申請の日等から1年以内の期間に限り、換価の猶予が受けられます。

参考 延滞税の計算方法

修正申告等により納付すべき本税の額（過少（無）申告加算税は除く。）から、次の算式により計算した延滞税の額が、千円以上の場合には、延滞税が課されます。

国税庁ホームページに必要事項を入力することで、延滞税の額を計算できるページを用意していますので御利用ください。

<https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/entaizei/keisan/ental.htm#keisan>



納付すべき本税の額 (注) 1	×	延滞税の割合 (注) 2	×	法定納期限の翌日から完納の日までの日数 (注) 3	=	延滞税の額 (100円未満の端数切捨て) (注) 4
--------------------	---	-----------------	---	------------------------------	---	----------------------------------

365

- (注) 1 本税額が1万円未満の場合には、延滞税を納付する必要はありません。
- 2 平成26年1月1日以後の延滞税の割合は、年単位（1/1～12/31）で次の割合を適用することになります。
- (1) 平成26年1月1日から令和2年12月31日までの期間に対応する延滞税の割合
 - ・ 納期限の翌日から2月を経過する日までは、年「7.3%」と「特例基準割合（※）+ 1%」のいずれか低い割合
 - ・ 納期限の翌日から2月を経過した日以後は、年「14.6%」と「特例基準割合（※）+ 7.3%」のいずれか低い割合
 - （※） 各年の前々年の10月から前年の9月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合に、年1%の割合を加算した割合
 - (2) 令和3年1月1日以後の期間に対応する延滞税の割合
 - ・ 納期限の翌日から2月を経過する日までは、年「7.3%」と「延滞税特例基準割合（※）+ 1%」のいずれか低い割合
 - ・ 納期限の翌日から2月を経過した日以後は、年「14.6%」と「延滞税特例基準割合（※）+ 7.3%」のいずれか低い割合
 - （※） 各年の前々年の9月から前年の8月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の11月30日までに財務大臣が告示する割合に、年1%の割合を加算した割合
- 3 延滞税のかかる期間は、法定納期限の翌日から完納の日までです。
なお、確定申告書を提出してから1年を経過する日以後に修正申告書を提出する場合などには、延滞税の計算の基礎となる「期間（日数）」に特例が設けられています。詳しくは税務署にお尋ねください。
- 4 計算した延滞税の額が1,000円以上であり、かつ、100円未満の端数があるときは、その100円未満の端数は切り捨ててください。

想 定 問 答

【シェアリングエコノミー等新分野への対応に関する納税者及び税理士への対応】

(問1) なぜこの文書が送付されてきたのか。

(答) 東京国税局及び●●税務署では、近年のデジタル化の急速な進展に伴い、インターネットを利用したオンラインショッピングによる販売取引や暗号資産の売買取引により利益を得ている方が増加していると考えており、納税者の皆様に自発的な納税義務の履行をしていただけるよう、様々な取組を行っております。

この度、送付させていただきました文書につきましては、そうした取組の一環として、納税者の皆様ご自身に、ネット通販や暗号資産の取引等から生じた利益について、その利益を申告する必要はないかなどの確認をお願いするために送付させていただきましたものです。

この機会に、ご自身で確認いただき、回答へのご協力のほど、よろしく申し上げます。

(問2) 誰に送っているのか。

(答) 国税当局で保有する各種情報に基づき、ネット通販や暗号資産の売買取引により利益を得ており、課税上確認が必要ではないかと思われる方に送付させていただいております。

(更問) ネット通販や暗号資産の取引を行われているのではないかとと思われる全ての者に対して、この文書を送付しているのか。

(答) (繰り返しになりますが、) 送付させていただきました文書は、国税当局で保有する各種情報に基づき、ネット通販や暗号資産の取引により利益を得ており、課税上確認が必要ではないかと思われる方に送付させていただいております。

具体的な送付対象者につきましては、個人情報を含むものとなりますので、お答えできないことをご理解願います。

また、国税当局でどのような情報を保有しているかについては、これを明らかにすることにより税務の適正な執行に影響を及ぼす可能性があるため、お答えできないことをご理解願います。

(更問) 自分に文書が送付された理由如何

(答) (繰り返しになりますが、) 送付させていただきました文書は、国税当局で保有する各種情報に基づき、ネット通販や暗号資産の取引により利益を得ており、課税上確認が必要ではないかと思われる方に送付させていただいております。

(問3) インターネットを利用したオンラインショッピングによる販売取引とは何か。

(答) インターネット上の自身のHPやヤフーショッピング、楽天市場といった各種サイトを利用した商品等の販売取引のことを言います。

(問4) 暗号資産を保有しているが、申告をしないといけないのか。

(答) 一般的に、暗号資産の売却、交換又は証拠金取引により利益が生じた場合に申告が必要となります。ただし、暗号資産の保有で利益が生じるものもあると聞いており、その場合には申告が必要な場合があります。

(問5) 暗号資産の取引に係る所得は、原則として、雑所得に該当するとあるが、事業所得となる場合があるのか。

(答) 暗号資産取引により生じた損益は、邦貨(日本円)又は外貨(米ドルなど)と暗号資産との取引時の価額の変動により認識される損益のため、原則として、雑所得(その他)に区分されます。ただし、その年の暗号資産取引に係る収入金額が300万円を超える場合で、帳簿書類の保存がある場合には事業所得となります。

(問6) 暗号資産の取引に係る所得を計算したところ、損失(赤字)となったが、この損失(赤字)を給与所得などの他の所得から差し引く(通算する)ことはできるのか。

(答) 暗号資産の取引による所得は雑所得(その他)に区分されることとなり、雑所得計算上生じた損失(赤字)は、給与所得などの他の所得から差し引く(通算する)ことはできません。

(問7) 暗号資産の証拠金取引については、外国為替証拠金取引(いわゆるFX)と同様に申告分離課税の対象となりますか。

(答) 暗号資産の証拠金取引については、租税特別措置法に規定されている申告分離課税の対象となる先物取引に該当しませんので、総合課税の雑所得(その他)により申告していただくことになります。

(問8) この回答書は必ず提出しないといけないのか。

(答) この照会は行政指導で行っており、回答書の提出は任意ですが、ネット通販(暗号資産証拠金取引)の取引による収入の有無や税務署への申告状況等について確認させていただきたいと思いますので、是非ご提出をお願いします。

(問9) 回答書を提出しないとどうなるのか。

(答) 回答の確認ができない場合などは、再度連絡させていただくことがございますのでご回答いただきますようご協力をお願いします。

また、回答がないことだけをもって調査を行うことはありませんが、国税当局が保有する各種情報に照らし、必要があると認められる場合には、調査を行うことが

あります。

(問 10) なぜ自分にこのような取引があることが分かったのか。

(答) この文書については、国税当局で保有する各種情報に基づき、ネット通販（暗号資産の証拠金取引）の取引が行われているのではないかと思われる方に、取引等から生じた利益がないか、その利益を申告する必要はないかなどの確認をお願いするために送付させていただいたものです。

(更問) なぜ、●●(具体的な取引業者)からの収入(利益)があることが分かったのか。

(答) (繰り返しになりますが、) この文書については、国税当局が保有する各種情報に基づき、ネット通販（暗号資産証拠金取引）の取引が行われているのではないかと思われる方に、取引等から生じた利益がないか、その利益を申告する必要はないかなどの確認をお願いするために送付させていただいたものです。

(更問) 違法な個人情報の収集ではないのか。

(答) 国税当局では、個人情報保護法はもとより、法令にのっとって事務を行っております。

(問 11) 情報の収集先如何

(答) 収集先等について、具体的にお話はできませんが、国税当局で保有する各種情報に基づき、ネット通販（暗号資産の証拠金取引）の取引が行われているのではないかと思われる方に、取引等から生じた利益がないか、その利益を申告する必要はないかなどの確認をお願いするために送付させていただいたものです。

(問 12) 副収入は、一般的に雑所得と記載があるが、事業所得となる場合があるのか。

(答) 副収入とは、本業とは別に副次的に行った業務から得られる収入のことであり、例えば、会社員が給与以外にネット通販による販売取引や暗号資産の取引から得た収入のことをいいます。ただし、取引の内容によっては事業所得と認められる場合があります。

(問 13) 事業所得と雑所得の違いは何か。

(答) 事業所得とは、卸売業、小売業、サービス業その他の事業から生じる所得のことをいい、その所得を得るための活動が、社会通念上事業と認められる程度で行われているものが該当します。

雑所得は、事業所得、給与所得等のいずれにも該当しない所得のことをいい、例えば公的年金等や副業に係る所得が該当します。

(問14) 社会通念上事業と認められる程度で行われていることの判断基準はどのようなものか。

(答) 一般的には、自己の計算と危険において独立し営まれているか、営利性・有償性を有しているか、反復継続して行われているか、企画遂行性を有しているか、その活動のための労力、人的・物的設備が投下されているかなど、社会的にその活動を事業として行っていることが客観的に認められるかで判断されております。

(問15) 所得税基礎通達の改正で、雑所得の取り扱いが変更されたと聞いている。

(答) 本改正は令和4年分の確定申告からの適用となりますが、事業所得と雑所得の従来の考え方に変更はありません。

事業所得に該当するかは、自己の計算と危険において独立し営まれているか、営利性・有償性を有しているか、反復継続して行われているか、企画遂行性を有しているか、その活動のための労力、人的・物的設備が投下されているかなど、社会的にその活動を事業として行っていることが客観的に認められる業務から生ずる所得であるかで判断されております。

事業所得者には、帳簿書類の保存が義務付けられているところ、帳簿書類の保存がある場合には、一般的に営利性や有償性、継続性や反復性、自己の危険と計算における企画遂行性があると考えられることから、本改正において、原則として、事業所得に区分することが示されています。

【センター関係】

(問1) なぜ、東京国税局業務センター武蔵府中分室から問合せが来るのか。

(答) 従来、所轄税務署の個人、資産及び法人課税部門で行っていた文書照会又は電話照会事務の一部について、令和元年から東京国税局業務センターで行っており、今回のお尋ね文書等による問合せは、東京国税局業務センター武蔵府中分室において行っているところです。

(更問) 所轄税務署に回答してもよいか。

(答) 今回のお尋ね文書等による問合せは、ネット通販等の取引から生じた所得を申告する必要がないかの確認をお願いするために、国税局業務センター武蔵府中分室で一括して送付させていただいているため、国税局業務センター武蔵府中分室宛てにご回答いただくようお願いいたします。

(センター非対象署分)

(問2) 東京国税局業務センター武蔵府中分室から文書が来ているのに、修正申告書(又は期限後申告書)は税務署に送付するのか。

(答) お尋ね文書等による問合せは、東京国税局業務センター武蔵府中分室で行っていますが、申告書の処理は税務署で行うことから、修正申告書(又は期限後申告書)の提出は、返信用封筒に記載されている管轄の税務署宛てにご送付いただくようお願いいたします。

(センター対象署分)

(問3) 東京国税局業務センター武蔵府中分室から文書が来ているのに、修正申告書(又は期限後申告書)は業務センターに送付するのか。

(答) お尋ね文書等による問合せは、東京国税局業務センター武蔵府中分室で行っていますが、申告書の処理は業務センターで行うことから、修正申告書(又は期限後申告書)の提出は、返信用封筒に記載されている管轄の業務センター宛てにご送付いただくようお願いいたします。